提言書

高知家の子どもたちが誰一人取り残されない学びを保障するために

令和６年１２月１９日
高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会

目次

１　高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会日程・・・・・・・　２

２　高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会の概要
（１）第１回 令和５年６月２０日（火）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）第２回 令和５年８月２９日（火）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（３）第３回 令和５年１０月１７日（火）・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（４）第４回 令和５年１２月７日（木）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（５）第５回 令和６年５月２４日（金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
（６）第６回 令和６年７月１２日（金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（７）第７回 令和６年１０月２２日（火）・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（８）第８回 令和６年１２月１９日（木）・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

提言
子どもたちが誰一人取り残されない学びの保障に向けた提言・・・・・・・・・・・・５６

資料　県外視察の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４

高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会　委員名簿・・・・・・・６９

１　高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会における検討内容

「高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会設置要綱」に基づき、令和５年６月に本協議会を設置し、本県における不登校児童生徒の多様な教育機会確保に係る現状と課題や今後の方向性等必要な事項について検討してきた。本協議会では、本県の不登校の現状を踏まえ、不登校児童生徒への多様な教育機会を確保するために、各専門分野の委員の皆様の知見をいただきながら、本県の現状を踏まえた不登校支援の方向性について協議してきた。

開催日程	議事内容
第１回 令和５年６月２０日（火）	報告　・高知県の生徒指導上の諸課題の現状について ・高知県の不登校への総合的な対応について ・不登校対応強化及び多様な教育機会の確保など新たな観点による取組の検討について 協議　今後の必要な不登校施策について
第２回 令和５年８月２９日（火）	報告　・令和４年度公立小中学校における不登校の状況について ・先進地視察について 協議　不登校児童生徒への状況別支援及び県として今後充実させていく支援策について
第３回 令和５年１０月１７日（火）	報告　・令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について ・心の教育センターの機能・施設設備について 協議　心の教育センターを核とした不登校支援について
第４回 令和５年１２月７日（木）	報告　・学びの多様化学校に関する国の動きについて ・学びの多様化学校先進地視察について 協議　・学びの多様化学校について ・不登校児童生徒の実態調査について
第５回 令和６年５月２４日（金）	協議　・学びの多様化学校の在り方について ・ガイドラインの方向性について
第６回 令和６年７月１２日（金）	協議　・誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたニーズ調査について ・教育支援センターの現状 ・学校外の民間や公共での学びの場
第７回 令和６年１０月２２日（火）	報告　・中高生等の居場所「Kochi Teens Base」について ・校内ＳＲについて 協議「児童生徒の多様な教育機会確保」についてのまとめ
第８回 令和６年１２月１９日（木）	報告　・令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について ・誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたアンケートの結果について 協議　多様な学びの機会確保について 提言書手交　協議会から教育委員会への提言

２　高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会の概要

（１）第１回 令和５年６月２０日（火）

１）報告

①高知県の生徒指導上の諸課題の現状

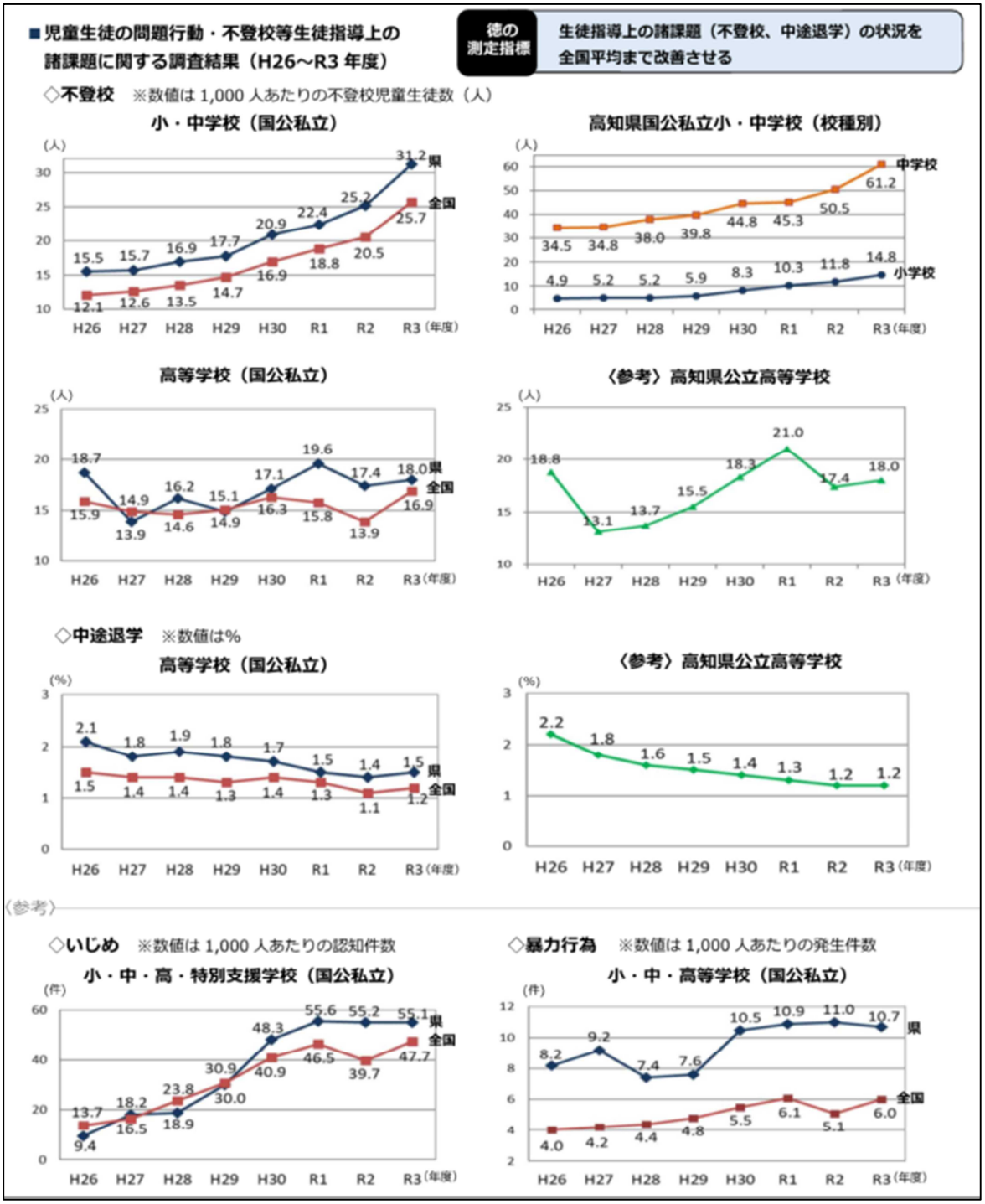

資料１　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

＜資料１について＞

○本県の不登校の発生率は、全国同様、年々増加しており、令和３年度の高知県の小中学校における１、000 人あたりの不登校児童生徒数は 31.2 人と、過去最多となっている。

○本県の振興基本計画において、徳の分野における「不登校を全国平均まで改善させる」という測定指標には到達できていない状況である。

○一方で、不登校であっても学校内外の支援が受けられている割合が全国と比べて高いといった、これまでの不登校支援の取組の成果も見られている。

○不登校が増加している背景について、文部科学省の分析によると、コロナ禍における環境の変化による生活リズムの乱れや、様々な制限の中での交友関係の弱まりなどが、登校する意欲の減退をもたらしていると述べられており、本県においても同様のことが言えるのではないかと考えている。

○現在、新型コロナが５類に移行となり、様々な活動がコロナ禍前に戻りつつあるなかで、子ども同士が関わる機会や、子どもの主体性を生かした活動をいかに充実させていくかが重要になってくると考えている。

○上段右側のグラフは、本県の小学校と中学校の校種別の不登校の推移を示したもので、小中ともに増加傾向が続いており、令和３年度の中学校、その中でも特に中学１年生において、前年度比で著しい増加が見られた。

②高知県の不登校への総合的な対応

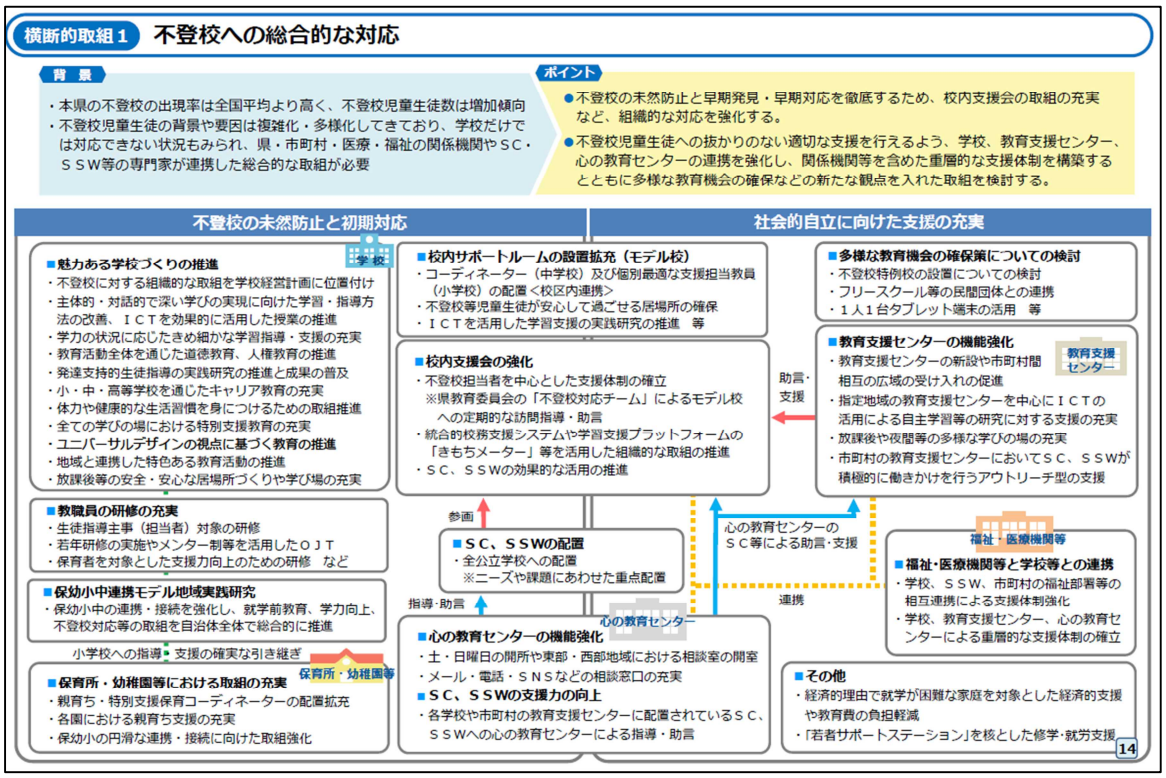

資料２　不登校への総合的な対応

＜資料２について＞

○不登校児童生徒数の増加、そして不登校に至る背景や要因が複雑化・多様化している状況があることから、学校だけでなく、福祉等の関係機関や、スクールカウンセラー（以下「ＳＣ」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」という。）等の専門家と連携した総合的な取組が必要となる。

○取組の「ポイント」として、不登校など課題を抱えた児童生徒への支援方法について検討するための「校内支援会」の充実により、不登校の未然防止・初期対応の徹底を図っている。

○学校、教育支援センター、心の教育センターとの連携による重層的な支援体制により、不登校児童生徒への抜かりない支援に取り組んでいる。

○取組は、教育委員会内の不登校対策プロジェクトチームにおいて、検証・改善しながらブラッシュアップを図っているが、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の実施についてはまだまだ十分とは言えない状況がある。

○本協議会において、学校外での多様な教育機会の確保といった新たな視点でご議論いただき、取組を検討していきたい。

③不登校対応強化及び多様な教育機会の確保など新たな観点による取組の検討

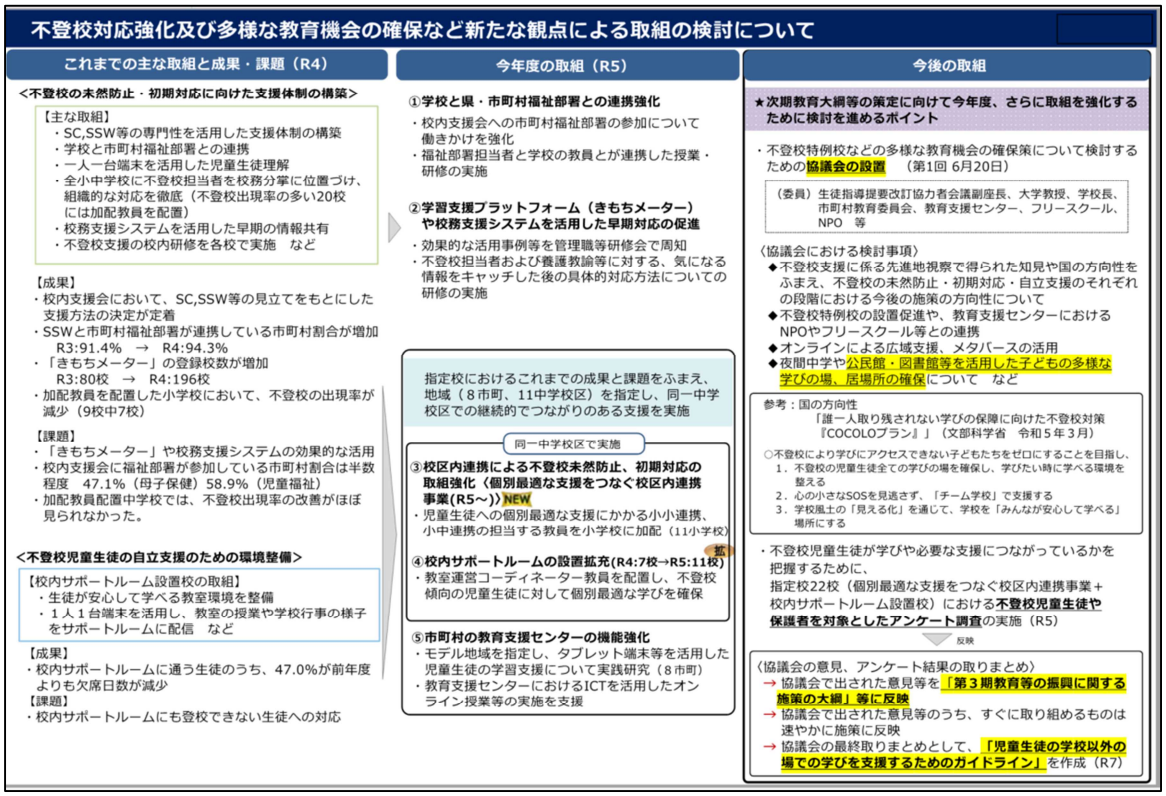

資料３　不登校対応強化及び多様な教育機会の確保など新たな観点による取組の検討について

＜資料３について＞

○本県では、不登校の未然防止・初期対応に向けた支援体制の構築として、ＳＣやＳＳＷ等の専門性を活かした校内支援会の実施やＳＳＷと市町村福祉部署との連携に取り組んできている。

○一人一台端末の「きもちメーター」を活用した児童生徒理解や、全小中学校に位置づけている不登校担当者を中心とした組織的な情報共有と初期対応を強化してきた。その成果としては、ほぼ全ての学校でＳＣ、ＳＳＷが参加した校内支援会が定期的に実施され、専門家の見立てをもとに支援がされるようになってきたことやＳＳＷと市町村福祉部署が連携して支援にあたっている割合が増加するなどがみられた。

○「きもちメーター」の登録校数も増加するなど、早期支援につながる情報共有ができるようになってきた。

○不登校担当教員を加配した小学校では、不登校の出現率の減少もみられた。

○課題としては、校内支援会への福祉部署の参加がまだ十分とはいえない状況であるため、今年度は、さらに働きかけを強化するとともに、ヤングケアラーに関する授業や研修の実施を支援するなど、学校と県・市町村福祉部署との連携強化を図っていく。

○きもちメーターや校務支援システムを活用した児童生徒理解・情報共有については、効果的な活用事例や方法等を管理職研修会等で周知徹底を進め、不登校につながる気になる情報をキャッチした後の、具体的な対応方法についても、不登校担当者（全校位置づけ）スキルアップ研修（年２回）を実施し、対応力の向上を図っていく。

○不登校児童生徒の自立支援のための環境整備については、不登校傾向の生徒に対して、個々に応じた支援の充実が図られるよう、校内ＳＲ（以下「校内ＳＲ」という。）設置モデル校において取組を進めてきた。モデル校では、前年度不登校であった生徒の欠席日数が減少するなどの改善傾向が見られた。

○特に中学校では、休み始めると長期化する傾向が見られ、不登校担当教員配置校においても不登校出現率の抑制にはつなげることができなかったことや、校内ＳＲであっても登校できない生徒も一定数いる。

○今年度の取組として、小学校で効果がみられた未然防止・初期対応の取組や中学校に設置した校内ＳＲにおける自立支援の効果をふまえ、校内ＳＲ設置校を 11 校に拡充するとともに、その校区内の小学校に小中連携担当教員を配置することにより、小中合同の校内支援会の実施など、同一中学校区での継続的な取組を進めている。また、校内ＳＲにも登校できない不登校生徒への支援として、市町村の教育支援センターにおいて、児童生徒がタブレット端末などを活用した学習支援などが受けられるよう、教育支援センターの機能強化を図っている。

○次期教育大綱等の策定に向け、個々の不登校児童生徒の状況に応じた多様な教育機会の確保といった新たな観点から、これからの不登校対策を検討するための有識者会議を立ち上げ、不登校児童生徒への支援のあり方や、今後の方向性についてご意見をいただきたい。

○今後、協議会で出されたご意見は次期教育大綱等に反映（９月末）していくとともに、最終取りまとめとして、「児童生徒の学校以外の場での学びを支援するためのガイドライン」を作成することとしている。

２）協議　今後の必要な不登校施策

事務局からの報告内容も踏まえ、それぞれの委員から「多様な教育機会の場」という視点で協議を行った。以下、委員から出た主な意見である。

＜委員の主な意見＞

○小学校から継続した不登校の状態の生徒が多い。中学校では校内ＳＲがあり、個別に支援できる教室とオープンスペースがあり、校内ＳＲの時間割に基づき、授業に参加できるよう教員も対応している。教室には入れないけど校内ＳＲだったら行けるという雰囲気作りを学校全体で実施している。

○実際に学校に通っていない、通いづらい子どもたちは本人がとにかく悩んでいるが、その横で支えている保護者にとってもどれだけの苦痛があるか計り知れない。今後期待したいのは、子どもたちを受け入れる居場所づくりを多く増やしていくということである。

○教育支援センターでは、子どもたちが安心して過ごせるようにと考えている。人との関わりに不安を持っている子どももおり、人と関わる経験を積んでいけるようにと考えている。さらに、学習についても苦手意識を持つ子が多く、その子に合った課題を見つけ、タブレット等の活用を含め学習に対する意欲を持たせるよう取り組んでいる。

○不登校児童生徒支援で一番必要なことは、信頼関係を構築するための適切なアセスメントとコミュニケーションに他ならない。積極的不登校（学校に行きたくないから行かない）と消極的不登校（行きたいけれども行けない）を見分け、見極めることが教員には求められている。

○特定の課題に焦点化せずに子どもたちが未来を生き抜いていく力を身につけるように働きかけることが大切。そして、不登校防止につながる魅力ある学校づくり、分かる授業、誰一人取り残さない学習環境を作っていく。その基盤の上に児童生徒がSOSを出せる環境を作り、周りの大人（先生・親・地域の方）がそのSOSを受け止める力を高めていくことが重要。

○不登校の予兆にできるだけ早く気づき、即応的に手を打つ課題早期発見対応を行うことが大切である。この時に大事なことは、アセスメントに基づき、多様な職種の人が関わり進路支援をしていくことである。これを実効的なものにするには、大人自身がつながれる機会を意識的に作ることが大切である。「COCOLOプラン」では多様な学びの場の確保、１人１台端末等を活用した早期発見、早期支援の実施、学校風土の見える化を通じ、皆が安心して学べる場所にすることが述べられている。学校の中に支持的な、安心できる風土がどれだけあるかが大切になるが、学校がどれだけ不登校児童生徒支援で踏ん張れるかの鍵になるのが校内ＳＲと考えられる。校内の支援教室をどう作り、人をどう配置するか、どんな環境にし、どんな取組をするか、人・もの・ことを充実させることが大切。そこは不登校の子どものみならず、少し疲れた子どもがエネルギーを充電できるような、また何でもない子どもも入れる、開かれたＳＲづくりを進めることができればと思う。ＳＲを、不登校の児童生徒と限らず多様な子どもが学ぶ場として認識されるようにすることも大事ではないだろうか。

○オンライン支援は手段という前提を踏まえ、次の２点により、多くの生徒をサポートできると考えている。まず、人材やプログラムが、自治体を越えてシェアできるシェア型のオンラ

イン教育支援センターが良いのではないか。次にオンライン支援対象者が最終的には対面の支援に移れるような流れができればと考えている。

○全ての子どもが安心して学べる学校環境を作っていく一方で、社会の中で自立して生きることが難しくなり、引きこもりになるというようなことがないように、アウトリーチの拡充、社会に開かれたチーム学校で子どもを支援していくことが大切である。学校にいる段階から地域ぐるみで子どもたちの支援をしていくことで、切れ目のない支援が可能になるのではないだろうか。

3）協議のまとめ

各委員が考える今後の必要な不登校施策について
◆子どもたちの状況が多様化するとともに、社会、保護者、家庭も多様化する中で、子どもたちにとって社会で自己実現するために必要な教育が提供されることが大切である。 ◆教育提供の中心的な役割を果たしている学校が、すべての子どもにとっての居場所としての機能をどう果たせるか。子どもたち全員が安心できる場としての学校の構築、学校の在り方の確保はどんな形となるか。 ◆まだ学校には行けるものの、少ししんどくなっている子どもに対し、どんな支援が必要か。校内ＳＲの整備やＳＲが開かれた場所となるよう柔軟な体制整備等が必要か。 ◆さらにしんどくなっている子どもたちに対して、将来的な社会自立に向け、学校以外の場でどのような教育機会の提供があると社会として支えられるか。 ◆教育行政として公的な仕組みの中でどのようにサポートが形成できるか。（不登校特例校、市町村との関係、オンラインの活用等）多様な場、多様な機会をどのように準備するか。 ◆学校側は（多様な子どもたちの）受け入れ体制をどう整えるか、その支援の在り方、教育行政の支援の在り方、保護者・地域住民、専門職の関わり方をどうするか。 ◆学校という場に戻るのは難しいという子どもたちに、この多様化している社会の中で継続的に学校以外の場での教育提供、教育機会の保障をどのくらいできるのか。その時のつなぎ方はどういう形なのか。 ◆子どもたちにとっての教育提供の在り方が議論され、それぞれの場面で柔軟な支援、豊富な支援、あるいは支援の場が形成されていくということを考えねばならない。

以下は、これらの意見を整理したものである。

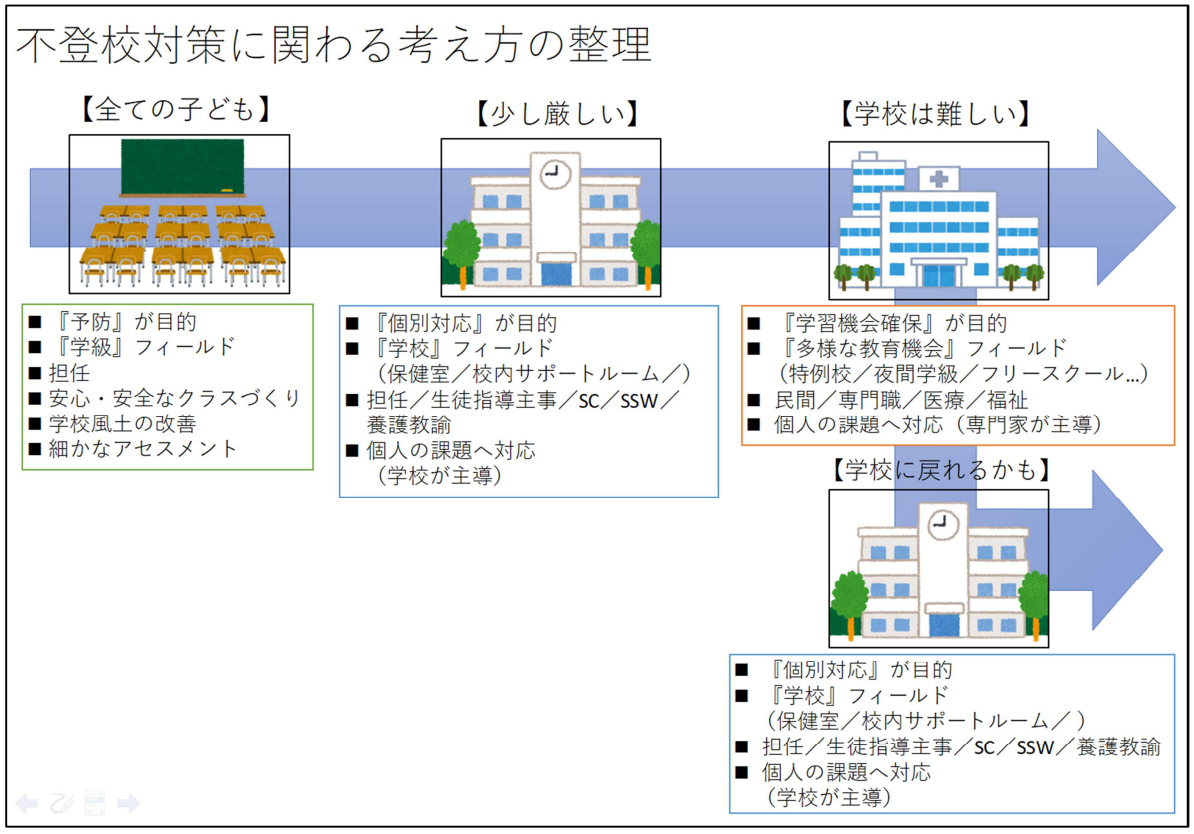

資料４　不登校対策に関わる考え方の整理

＜資料４について＞

この資料は、不登校対策を子どもの状況に合わせて整理したものである。

左端の【全ての子ども】については、不登校対策か否かに関わらず、子どもたちが学校という場で、豊かに安全で安心して学べるということは不登校対策の出発点である。

安全・安心な環境づくりや学校風土の改善、細かなアセスメントを繰り返して、子どもたちが学校、学級の中で楽しく、豊かに、力強く学んでいける学校にしていく必要がある。不登校対策という視点からすると予防が目的になるため、学級がフィールドになって、担任が中心になって、取り組んでいくところである。

中央の【少し厳しい】子どもたちについては、社会の変化や子どもたちの多様化、家庭や地域の環境等、様々な要因の中で、少ししんどくなってきている子どもたちもいる点に着目するものである。学級全体を安全に、安心にしようというところから、もう少し踏み込み、個別の子どもたち一人一人に対して対応していく場面が大切になってくる。そうすると、今度は学級が中心というよりも学校全体として、少ししんどくなってくる子どもたちに対して、どういう対応をしていくことが求められるかという視点が重要となる。例えば、保健室や校内ＳＲ等が中心的な存在としてクローズアップされてくるだろう。そこでは、担任の先生だけではなく、生徒指導主事やＳＣ、ＳＳＷ、養護教諭が中心となると考えられる。

右端の【学校は難しい】子どもたちに対しては、学習機会の確保が目的となる。特例校（現在の学びの多様化学校）や夜間学級、フリースクール及びオンライン支援等がかなり重要とな

り、民間や、専門職、医療、福祉関係者との連携が大切になる。

また、右下段のように、学校に行きづらくなっていた事柄がなにかが解決されたりする中で、【学校で学習したいかも】という子どもたちも出てくることが考えられる。その際、学校側が受け入れ体制を整えたり、改めて学級、学校の安全性を確認したりということが行われていく必要がある。

すべての子どもがすべて同じ状況で学ばなければいけないという時代ではないので、途切れのない教育提供が何より重要であるということを確認した上で、全体としてシームレスに、途切れなく学習機会を提供していく必要がある。

このように場面に分けて整理することで、それぞれにどのような支援が必要で、現在どの場面の支援が薄く課題があるかなど、議論がわかりやすくなると考えまとめている。

（２）第２回 令和５年８月２９日（火）

１）報告

①令和４年度の公立小中学校における不登校の状況

高知県における不登校の状況について

※下記の図の数値については、「高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）によるものである。

１．小・中学校における不登校児童生徒数の推移（高知県：公立学校・国：国公私立学校）

単位：人

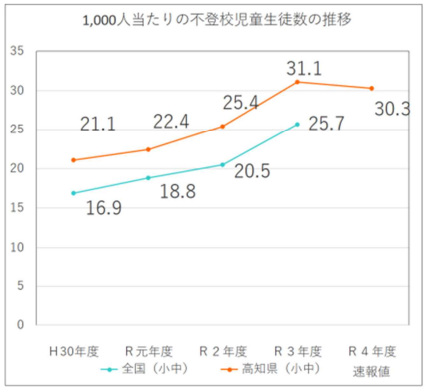

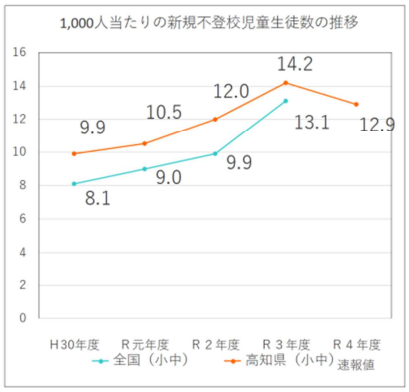

２．小学校における不登校児童数の推移（高知県：公立学校・国：国公私立学校）単位：人

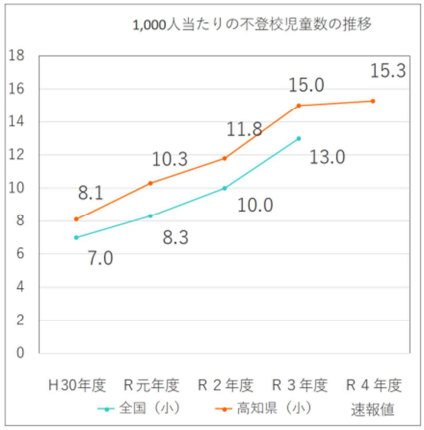

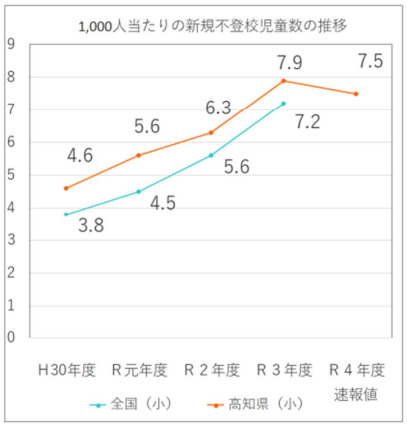

３．中学校における不登校生徒数の推移（高知県：公立学校・国：国公私立学校）単位：人

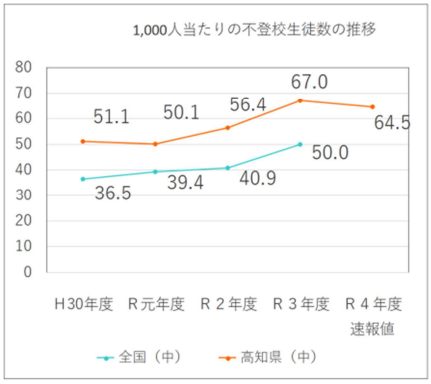

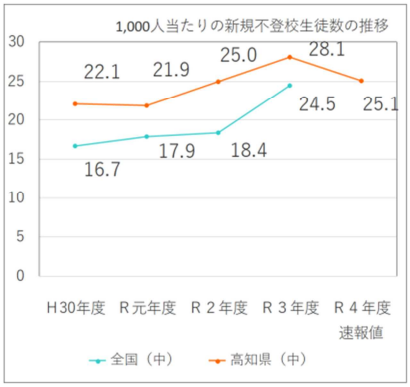

資料５　高知県における不登校の状況について

＜資料５について＞

○グラフの概要

・「１．小・中学校における不登校児童生徒数の推移」は、令和４年度の速報値では、1、000 人当たり 30.3 人となっており、前年度から 0.8 ポイント減少している。

・「1、000 人当たりの新規不登校児童生徒数の推移」は、令和４年度の速報値では 12.9 人となっており、前年度から 1.3 ポイント減少している。

・小・中学校別に見てみると、小学校の令和４年度の不登校児童数は、1、000 人当たり 15.3 人。同じく、新規不登校児童数は 7.5 人であった。

・中学校の令和４年度の不登校児童数は、1、000 人当たり 64.5 人。同じく、新規不登校児童数は 25.1 人であった。

・小・中学校ともに令和４年度の速報値では新規不登校児童生徒数が前年度よりも抑制できている状況である。（小・中学校とも新規数・継続数が年々増加傾向にあったが、令和４年度の速報値では、小・中学校とも前年度と比較し新規数が減少している。）

○不登校減少の背景

・令和４年度の速報値において前年度よりも減少している背景としては、コロナ禍における制限のある学校生活から、徐々に従来の教育活動に戻り始めたことにより、授業や学校行事など子どもが主体的に活動できる場面が増えたことがあったと推測される。

・また、校内支援会におけるＳＣ、ＳＳＷ等の専門家の見立てに基づいた支援策の検討が全ての学校で行われることになったことや、校務支援システムを活用した早期支援の取組、校内ＳＲなどの学校内の居場所が充実してきたことも不登校減少の要因として考えられる。

・さらに、不登校出現率の高い小中学校に、令和２年から令和４年まで（３年間）、20 校に配置した不登校担当教員配置校における成果が全体の抑制につながったと考えられる。

○連携による効果（A 市、B 市の取組）

・次に、市教育委員会が主体となって、福祉部署や様々な関係機関とも積極的に連携・協働を進め、総合的に不登校対策に取り組んだことで不登校の状況が改善傾向にある市が出てきているので紹介する。

・A 市は、現在は市全体で保幼小中の繋がりを意識した取組を実施しているが、福祉部署の保健師とＳＳＷが密に連携し、家庭訪問等の協働を日頃から行っており、こういった取組により学校に来れるようになった子どもの事案も聞いている。

・B 市においては、市全体で子どもの意識調査に基づく「明日も行きたい」学校づくりを推進している。B 市教育委員会には保健師がおり、その保健師が学校の校内支援会に積極的に入り、医療関係者を入れた校内支援会を実施できるよう調整するなど、力を大いに発揮されていると聞いている。

＊指定校でも成果がでてきている。

②先進地視察について

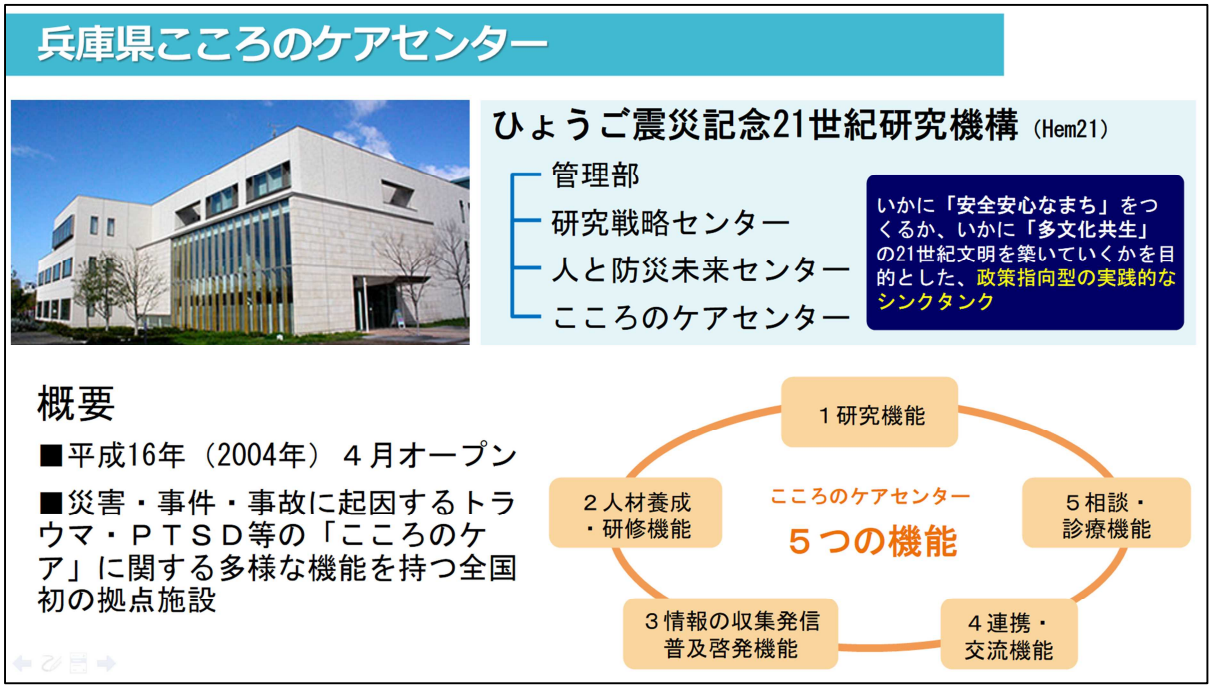

資料６　兵庫県こころのケアセンター

＜資料６について＞

○兵庫県こころのケアセンターは、災害・事件・事故に起因するトラウマ・PTSD 等の「こころのケア」に関する多様な機能を持つ全国初の拠点施設として、調査研究を始め、研修、相談・診察、情報発信・普及啓発、さらには大規模災害時における国内外の被災地支援などに取り組んでいる。

○組織及び職員構成については、医師、公認心理師、保健師、精神保健福祉士、看護師等の多職種で構成されている。また、精神保健福祉全般を扱う「精神保健福祉センター」が併設されており、同センターとの連携のもとに、各種の取組を進めている。

○研究は、４つの部門を設け、精神科医や臨床心理士の研究員が「こころのケア」に関する実践的研究を行っている。人材養成・研修機能について、「こころのケア」に携わる保健・医療・福祉などの分野で活動されている方を対象に、専門研修と基礎研修を実施している。

○「こころのケア」に関する国内外の先進的な事例等を収集し、センターの研究成果と併せて広く情報発信するとともに、シンポジウムの開催等と通して普及啓発を行っている。

○連携・交流機能については、「地域支援活動」について、災害、事件や事故等の発生により「こころのケア」が必要な場合に、関係機関と調整のうえ、個人及び組織に対する助言を行っている。必要に応じて「こころのケアチーム」を編成して現地に派遣し、コンサルテーションや、講師派遣等、地域支援を行っている。

○専門性の高い精神科医療の提供と地域精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（ひょうご DPAT)」の統括として、県の障害福祉課や精神保健福祉センターとともに調整本部の役割を担っている。

○相談・診療機能については、トラウマ・PTSD 等「こころのケア」に関する専門的な相談に

応ずるとともに、附属診療所を運営している。「相談室」では、相談員が話を聞き、診療の案内や必要な情報提供を行っている。

○兵庫県こころのケアセンターは、「トラウマ」や「PTSD」ケアの専門機関であったため、学校を含めた教育機関との連携はあまりなかった。

○専門分野を定めていることで、取り扱える相談かどうかの判断がしやすく、取り扱えない相談については他機関へ紹介するといった線引きがはっきりしていたことや、インテーク面接において、相談室で概要を確認し、どの部署で請け負うのがよいか、必要性等のアセスメントを行う手順は、高知県の支援体制を検討するうえで参考になる。

○学校で命にかかわる事案が発生した際、学校から保健福祉への SOS がなかなか届かないことや、学童期の支援が抜けがちであり、様々な会へ参加し、地域や学校とのつながりを持とうとされていることは、本県も関連する課題として挙げられる。

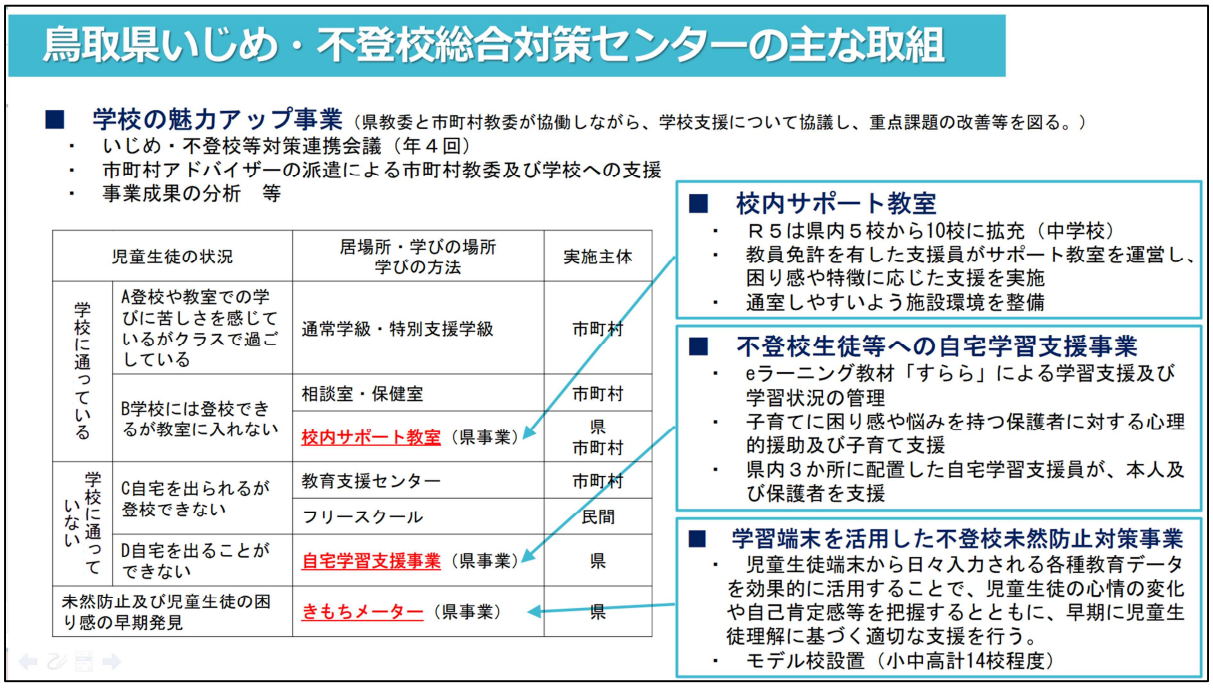

資料７　鳥取県いじめ・不登校総合対策センターの主な取組

＜資料７について＞

○鳥取県は小中学校の不登校数が増加傾向にあり、その要因・背景として、「学習活動を含めた学校生活の困難さ」や、「人とのコミュニケーションの苦手さ」を感じている児童生徒が一定数存在する。未然防止としての「魅力ある学校づくり」に向けた組織的な取組や、不登校状態にある児童生徒の居場所づくりや学びの継続等、課題は本県とほぼ同様である。

○「校内サポート事業」や「きもちメーター」などと併せて「自宅学習支援」としてオンラインを活用されていることや、フリースクールに知事部局が担当して補助金を交付していた。

○「ハートフルスペース」は「県立」の教育支援センターであり、義務教育終了後から 20 歳くらいまでの不登校（不登校傾向）、また、ひきこもりの心配がある青年の学校復帰や社会参加・自立を応援する場となっている。

○中学校卒業後、進学や就労をしていない子どもや、高校で不登校の状態にある子ども、中退

後の進路等について悩んでいる子どもなど、実態が見えにくくセーフティネットからこぼれている可能性があるため、市町の教育支援センターとも連携しながら取組を進めている。

○「ハートフルスペース」は、不登校はどの児童生徒にも起こりうることを前提に、家から一歩外に出るための「居場所としての機能」と、学習に向かう姿勢（学習習慣や意欲）が身につくよう、「教育的支援を提供する機能」を有している。

○スタッフは、支援コーディネーター１名、支援員１名、自宅学習支援員１名が、それぞれ「ハートフルスペース」にいる。また、必要に応じて、カウンセラーとソーシャルワーカー等の専門家により、社会・対人的スキルや心の安定などの訪問支援、情報提供や関係機関の紹介などの同行支援を行っている。

○高校中退時等、進路未定者の情報共有及び自立支援事業についての流れは、学校等からの情報や同意書を「いじめ・不登校総合対策センター」が受け付け、「ハートフルスペース」や「若者サポートステーション」など適切な支援につなぐ役割を果たしている。

○今後、高知県において心の教育センターなど、高校生などを対象とした居場所づくりを検討する際には、まずは居場所の周知を図り、活用の理解を深めるとともに、安心して過ごすことができる居場所や進路実現に向けて、他機関と連携しながら具体的な支援が行えるよう体制を検討する必要があると考える。

２）協議　不登校児童生徒への状況別支援及び県として今後充実させていく支援策

事務局からの説明内容も踏まえ、それぞれの委員から「高知県心の教育センターに期待する役割や機能」について協議を行った。以下、事務局からの説明及び委員から出た主な意見である。

【説明】不登校児童生徒への状況別の支援について事務局より下記のとおり、説明がなされた。

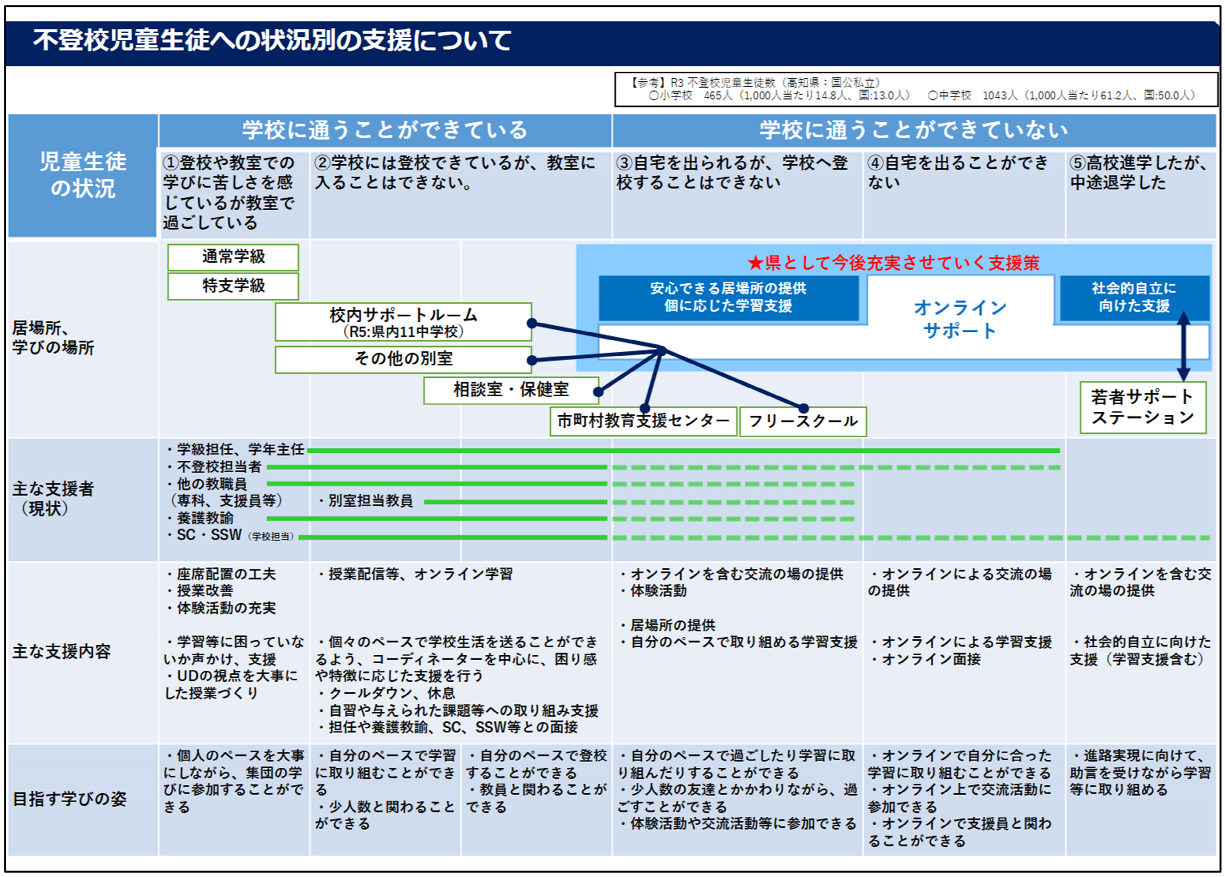

資料８　不登校児童生徒への状況別の支援について

＜資料８について＞

○第１回協議会の内容のまとめを整理し、第２回協議会でご意見をいただきたい不登校児童生徒への状況別の支援の現状についてである。

○不登校の児童生徒の状況別に、学校に通うことができている、学校に通うことができていないと大きく２つのカテゴリーに分けたとき、学校に通うことができている児童生徒には①、②、通うことができていない児童生徒は③、④、⑤に分かれると考えている。

○主な支援者としては、実線の担任や関わりのある学校の教職員は④の児童生徒まで支援している。点線は、その子どもの状況によって支援することができる支援者である。これを見たときに、支援が薄いところは、④、⑤である。

○今後、県としてこの支援の薄い部分でオンラインサポートを考えたい。不登校児童生徒が学びたいと思うときに学べる体制を整える必要がある。⑤については、現在若者サポートステーションにつながることもあるが、中３の２学期に不登校状態で高校進学を希望してる生徒や高校進学したが中途退学した、または、定時・通信制に通っている生徒の支援として、県

の個に応じた学習支援や安心できる居場所、社会性を身につけ自立に向けた支援のできる場所が必要ではないかと考えている。

○委員の方々からこの資料をもとに協議いただき、どのような支援がどのように提供されるべきかを含めてご意見等もいただきたい。

○また、県としてこのオンラインサポートをはじめとする支援の拠点となるのは、心の教育センターであると考えており、不登校の児童生徒等の支援を強化したいと考えている。

【説明】高知県心の教育センター相談支援事業について事務局より下記のとおり、説明がなされた。

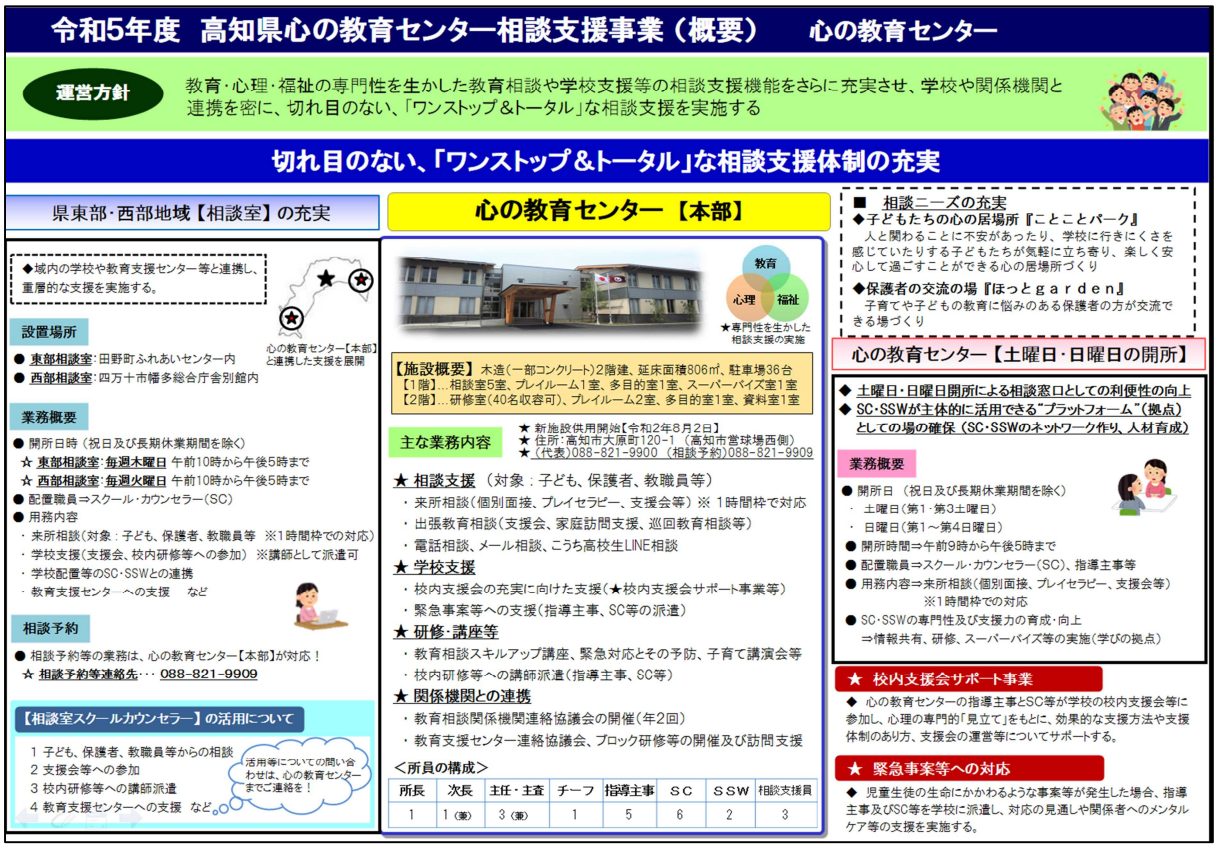

資料９　高知県心の教育センター相談支援事業について

＜資料９について＞

○センターは現在、教育相談の中心機関として、子どもや保護者、教職員からの多様な相談を一元的に受理し、専門性を有するＳＣやＳＳＷが、不登校やいじめを含むさまざまな不安や悩みなど、子どもの教育に関することに対して相談支援を実施している機関である。

○センターには、指導主事とＳＣ、ＳＳＷを配置し、ワンストップ・トータルな相談支援体制の充実を図っているところである。今回の不登校支援の視点でいくと、学校の校内支援会への初期対応などの支援、それから子どもたちの社会的自立に向けた支援を担う役割であるという認識である。

○相談支援の来所相談では、ＳＣ等によるカウンセリングを中心とした「個別面接」を行っている。学校関係者からの「個別相談」にも対応している。

○依頼内容やケースによっては、「出張教育相談」として、こちらが依頼先に出向いて対応する

場合もある。県東部と西部に週１回相談室を開設するとともに、土曜日、日曜日の開所を実施し、利用者の利便性の向上に努めている。

○相談者の都合に合わせた相談しやすい窓口として「電話相談」や「Ｅメール相談」、そしてSNS 等を活用した「こうち高校生 LINE 相談」を実施している。

○重点支援校や要請のあった学校の「校内支援会」の充実に向けたサポートをすることと、学校運営に深刻な影響を及ぼす恐れのある「緊急事案」が発生した場合の対応、子どもたちの心のケアなどの支援を行っている。

○教職員の児童生徒支援や教育相談に関するスキルアップを目的とした研修や、子育て等に悩みのある保護者を対象に、「子育て講演会」等を実施している。

○児童相談所や療育支援センター等の関係機関と連絡協議会を実施するとともに、市町村の教育支援センターには「訪問支援」や「研修会」等を実施することで、「学校」「関係機関」「心の教育センター」による抜かりのない重層的な支援体制の構築を図っている。

○「相談ニーズの充実」として２つ行っている。１つは、集団で過ごすことや、人と関わることに不安があったり、学校に行きづらさを感じていたりする子どもたちの居場所づくりとして「ことことパーク」を、もう１つは子育て等に悩みを持っている保護者の交流の場「ほっとガーデン」を行っている。

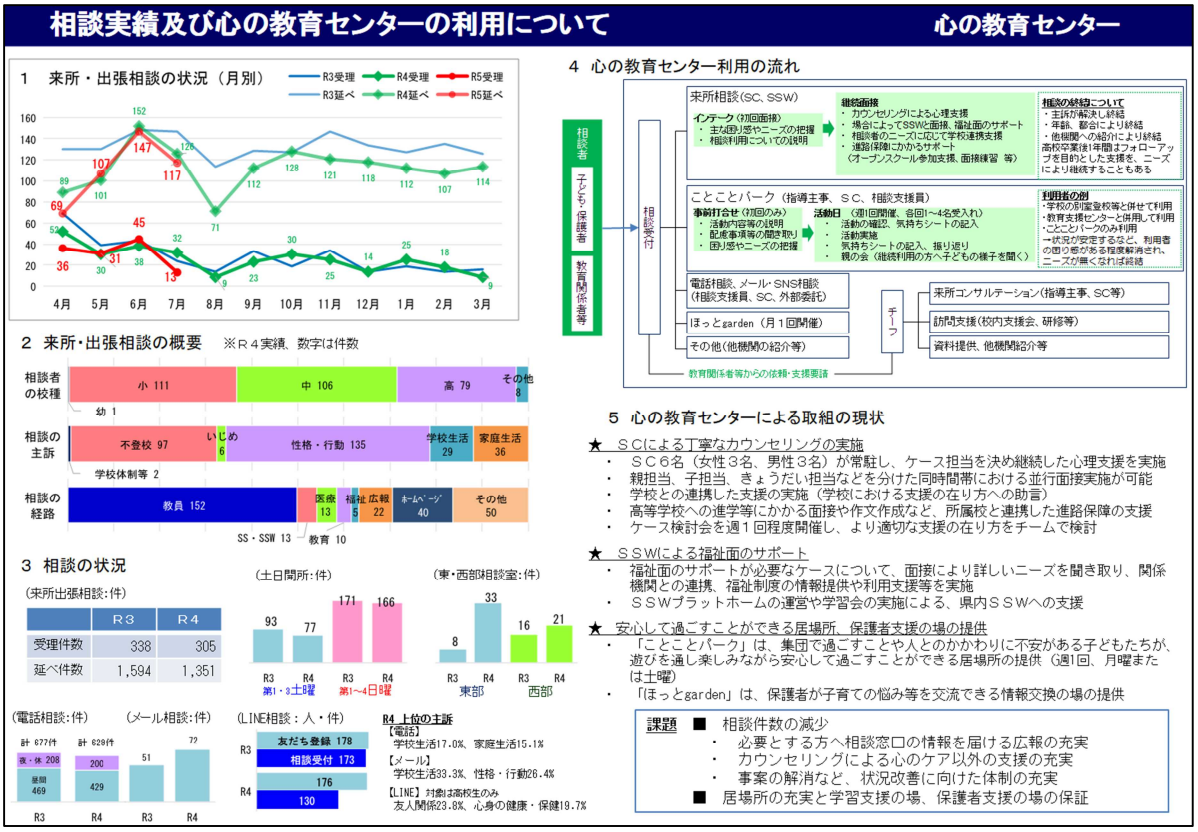

資料 10　相談実績及び心の教育センターの利用について

＜資料 10 について＞

○相談の実績については、過去２年間と本年７月末までをグラフ化している。その下にあるグラフが受理件数で、相談のケース数を表している。１つのケースについて、子どもと保護者を並行して面談したり、その後、何度も継続して面談したりするケースもある。したがって、このグラフの上半分の折れ線グラフでは、その受理したケースについて、実施された相談の延べ件数を表している。

○例年、１学期半ばの６月がもっとも多く、10 月から 11 月にかけても増加が見られる。また、８月などの長期休業中は少なくなっている。令和３年から本年７月末にかけても同じような傾向が見られる。しかし、年間の受理件数、延べ人数ともに徐々に減っており、本年度７月末までの件数を見ても、過去２年より少なく、相談件数の減少傾向が続いている。

○相談の校種の内訳は、小学校がもっとも多く、ついで中学校、高等学校の順で多くなっている。毎年、小学校と中学校を合わせると、全体のおよそ７割を占めるものとなっている。

○相談の主訴については、本人の性格・行動が 135 件で全体の 44.3％を占め、次に不登校が 97 件で 31.8％、この２つが多くを占めている。令和３年、令和４年においても、この２つが多い傾向は同様である。

○相談につながった経路で多いのは、学校の教職員からで、続いてホームページを見てという方の割合が多くなっている。このような紹介や、ご自身での検索の上で、保護者の方から予約を入れていただくような流れになっている。

○来所出張相談の受理件数は、令和３年は 338 件。令和４年は 305 件で 33 件の減少。延べ件数の合計は、1、594 件が 1、351 件で 243 件の減少。また、本年７月末までの件数を過去２年の同時期と比較しても、同様に若干の減少が見られる。

○土曜日、日曜日の開所と東部西部相談室の状況は、それぞれに、一定の相談のニーズがあることが分かる。

○電話相談は令和３年度 677 件、令和４年度 629 件で 48 件の減少。メール相談は令和３年度 51 件、令和４年度は 72 件で 21 件の増加。こうち高校生 LINE 相談は、令和３年度に友だち登録をした生徒が 178 名で、そのうち実際に相談を受け付けた件数が 173 件。令和４年度は 176 名が登録し、相談を受け付けた件数は 130 件となっている。それらの相談の主訴は、主に学校関係に関することや、友人関係に関することが多く見られた。これらの匿名で、どちらかといえば相談者の方が利用しやすい形の相談窓口の方も、来所と同じように若干の減少傾向が見られているのが今の状況である。

○来所相談は、主な困り感やニーズの把握を行う初回面接、インテーク面接のあと、担当のＳＣを決定し、継続したカウンセリングによる心理支援を行うものである。場合によってはＳＳＷと面接したり、福祉面でのサポートも受けたりする。また、進路面でのサポートとして、オープンスクールへの参加支援を行ったり、面接練習などを実施したケースもある。来所相談は、主訴が解決して終結する場合と、年齢や本人、保護者の都合によって終結する場合と他の関係機関へ紹介したことにより終結する場合がある。終結していないものについては、現在も解決に向けて相談支援を継続して行っている。

○対象となっている人数は、毎回４名までと非常に少人数となっているが、週１回の「ことこ

とパーク」も、事前の打ち合わせのあと、遊びや体を動かす活動を通して、楽しみながら安心して過ごせるような取組を行っている。建物の環境からも大人数での実施はなかなか難しいところであるが、こちらも来所しての継続した取組を進めるものとなっている。

○居場所づくりの取組に参加している児童生徒の状況は様々で、別室登校や教育支援センターと併用して利用している方もいる。状況が安定したり、利用者の困り感がある程度解消されたりし、ニーズがなくなれば終結することになる。

○子育て等に悩みを持っている保護者交流の場「ほっとガーデン」は、２名以上の参加で開催するようになっているが、現在のところ申込がなく実施していない。

＜報告のまとめ＞

○当センターはワンストップ・トータルの相談支援体制の充実を挙げてきた。そのため、特にそれぞれのケース担当のＳＣによる丁寧なカウンセリングが実施され、充実したものとなっている。

○ケースによってはＳＳＷとの連携で、福祉面のサポートも続けている。相談支援以外では、先ほど申し上げた居場所づくりや保護者支援を行うことで、より幅広いニーズへの対応を進めていく方向である。

○現状に対する課題としては、相談実績で示したように、相談件数の減少がある。本来、不登校をはじめとする不安や悩みを抱えた児童生徒や保護者に対する支援を進めているはずであるが、それを十分に届けることができていない状況である。

○まずは必要とする方へ相談窓口の情報を届ける広報の工夫や充実はもちろん必要だと考えている。ただ、単に相談窓口を周知して情報を伝えるだけでなく、対応が複雑化している相談やニーズに、これまで以上に応えられる対応の充実が求められていると考えている。

○不安や悩みを抱えた児童生徒や保護者には、心の安定や心の整理は必要であり、これまで同様、カウンセリングによる心のケアはもちろん大切にしなければならないと考える。その一方で、事案の解消や状況改善には、相談を受けた早期から医療との連携をはかるような、カウンセリング以外の支援や関係機関との連携、居場所づくりなど、現状の取組ではまだ少し弱い部分、また不十分な部分な取組が見られると考えている。それらをどう充実させていくかが大きな課題である。

○県の不登校支援という視点から考えた場合でも、現状の居場所づくりや保護者支援では、一部にしか支援が届いておらず、不十分であると痛感しているので、とくに居場所の提供という面では、中高生、県立学校生徒に対して向けた支援内容となっておらず、もう１つ学びたいと思っている子どもに対する学習支援のニーズ、そういう子どもたちへの対応の場も今のところ設けることができていない。そのため、県外の先ほどの視察例なども参考にしながら、事案の解消や改善に向けた当センターの体制の整備や充実についても、今後考えていかなければならないのではないかと考えている。ぜひ、本日ご出席の委員の皆様からも、さらなる不登校支援として、当センターにどのような強化が必要であるか、ご意見をいただきたい。

＜委員の主な意見＞

○子どもたちの状況を便宜的に分け、現在どのような「居場所、学びの場所」、「主な支援内容」が行われているか等を整理した資料4－1からは、特に③「自宅を出られるが、学校へ登校することはできない」、④「自宅をでることができない」、⑤「高校進学したが、中途退学した」の子どもたち、保護者・家庭に対しての支援を充実させる必要性が見えてくる。そこで、オンラインサポートや安心できる居場所の提供、個に応じた学習支援、社会自立に向けた支援等の充実が考えられる。特にオンラインサポートを中核とする拠点として心の教育センターが考えられる。

※高知県心の教育センターに対する期待・役割・機能に関する協議

○心の教育センターが教育支援センターや各地教委の支援センターとつながることも必要。学校としては、若年教員が増え、見立てができないまま不登校への対応をやっている現状もあり、心の教育センターの指導主事が自身の経験を踏まえ、校内研修等で学校に啓発することも大切ではないだろうか。学校全体を支えていくサポート体制を作らねば、心の教育センターへオンラインだけに丸投げの状態にならないかということも懸念される。また、心の教育センターに独立した形で色々な権限を持たせてはどうか。

○心の教育センターの存在については周知されているが、実際にどのような支援が行われているかは案外知られていないのではないか。以前、保護者の方に質問してみたところ、心の教育センターを学校関連の施設と捉え、個人的に利用できないと思っている方が多かった。民間施設（フリースクール等）と心の教育センター等が連携し、不登校支援の研究を定期的に進めていくことができないか。心の教育センターと、民間施設を含む不登校に関する関係機関の一覧を、ホームページなどで提示していただけると、縦のつながりと横のつながりが明確になるとともに、必要とする保護者が効果的に活用できるようになるのではないだろうか。

○高知県の不登校施策の強みは市町村に教育支援センターが多い点ではないだろうか。そこで、心の教育センターのポジショニングを考えると県内全体を見渡す司令塔としての役割が考えられる。ただ、心の教育センターのホームページからは何をやっているかが分かりづらい。不登校の保護者等、ネットで調べる方が多いため、分かりやすいホームページが望まれる。また、オンライン支援で自治体等と関わっているが、半数はうまくいっていない。例えば、オンライン支援が適すると思われる生徒に対しても、実際にその生徒にオンライン支援のことが伝わるまで時間がかかる。また、オンライン支援には家庭の養育力や通信環境も影響する。そこで、オンライン支援をする際、誰が接続するか等、どういう役割分担をするのか検討が不可欠。

○学校に通うことができていない子どもへの対応や家庭状況が厳しい子どもへの支援について、何とかオンラインサポートができないかと考えていたところである。学力支援もできるプログラムがあると、登録した子どもがステップアップしていけるような学習支援ができるのではないか。カウンセリングも対面のみならず、オンラインも導入していただけるとありがたい。また、校内支援会へのサポート事業等もオンラインの可能性があるのではないだろうか。さらに、若者サポートステーションで高校生の処遇に困っており、そのサポートを明確にしていけば高校生もありがたいのではないだろうか。

○隠れ不登校は多く、発達段階に合わせて対応しなければならない。まず、対教師支援。主な支援者として学級担任が最後まで続くため、フロントラインにいる教師を支える仕組みづくりを重点的にしていただけるとありがたい。教師と子どもの関係性、教師と子ども・保護者との関係性にしんどくなっている教師への巡回カウンセリングのようなものをアウトリーチでやっていただけると多くの教師が助かるのではないか。

○現在心の教育センターは時代の要請もあり、教育相談に重点が置かれ、相談体制が充実していると感じる。子どもたちの居場所や保護者支援としての役割も果たしているが、オンライン活用も含め、色々な形が考えられ、その点が充実するとよいのではないか。

また、現在も教育支援センターは心の教育センターから訪問及び、連絡協議会等で支えていただいているが、オンラインの活用となるとオンラインにつなぐための誰かが必要となる。その点も含め、具体的な連携について相談する必要があると感じている。

○心の教育センターについて、近年福祉の充実も図られ、ＳＳＷの専門性を生かした相談支援に進展しているように感じる。心の教育センターが、専門職者の支援に重点を持っていく取組ができるのが心の教育センターの大きな柱の一つではないだろうか。また、東西に広がる高知県の地理上の特徴を生かした活動がなされているが、それが課題になってくる。その意味でアウトリーチ、オンライン支援がその代替になる取組になるのではないか。ただ、オンライン支援では、事前準備を丁寧にすることや、その限界をよく知る必要がある。

3）協議のまとめ

不登校児童生徒への状況別の支援及び県として今後充実させていく支援策について
＜不登校児童生徒への状況別の支援について＞ ◆学校に通うことができない子どもたちに対しても、多様な教育機会を提供して、社会的な自立に向けた支援を途切れさせないことが重要である。 ◆子どもたちはいずれかで教育提供されていて、いずれの所で教育を受ける機会が守られているという状況が、社会のいろんな所に作られ、地域がきちんと確認することができ、子どもたちの権利を守ることができるという社会的状況が作られることが重要である。 ＜高知県心の教育センター相談支援事業について＞ ◆心の教育センターが県内の不登校対策、子どもたちに対する教育保障の中核になる必要がある。さらに独立した中核的な組織になって教育支援センターも含めたハブ機能を持った中核施設になる必要がある。 ◆情報の収集、集約、分析、提供の機能を充実させ、その情報を効果的に適切に提供していくことが必要である。 ◆心の教育センターや教育支援センター等にアクセスできない子どもたちにつながるという意味でオンラインサポートは重要。 ◆ホームページ等でいかに広報し、心の教育センターに行けば相談ができて、行かなくてもオンラインで支援してくれる環境は大切である。

（3）第3回 令和5年10月17日（火）

1）報告

①令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

【暴力行為】

暴力行為の発生件数【国公私立学校】　（単位：件）

校種／種別	小学校			中学校			高等学校			合計		
	発生件数		前年度比較	発生件数		前年度比較	発生件数		前年度比較	発生件数		前年度比較
	R3	**R4**		R3	**R4**		R3	**R4**		R3	**R4**	
対教師暴力	64	**19**	−45	28	**20**	−8	4	**1**	−3	96	**40**	−56
生徒間暴力	301	**98**	−203	136	**65**	−71	32	**23**	−9	469	**186**	−283
対人暴力	4	**2**	−2	11	**8**	−3	0	**0**	0	15	**10**	−5
器物損壊	56	**29**	−27	52	**29**	−23	18	**2**	−16	126	**60**	−66
計	425	**148**	−277	227	**122**	−105	54	**26**	−28	706	**296**	−410
1、000人当たりの発生件数										10.7	**4.6**	−6.1

1、000人当たりの暴力行為の発生件数【国公私立学校】（単位：件）

	高知県	全国
R3	10.7	6.0
R4	**4.6**	**7.5**
前年度比較	−6.1	+1.5

＜暴力行為について＞

○令和4年度の小学校における暴力行為の発生件数は148件、中学校は122件、高等学校は26件、合計で296件となっている。（前年度より410件減少）

1、000人当たりの発生件数は、4.6件となっており、前年度より6.1ポイント減少した。

○本件の暴力行為については、これまで一部の学校で多発する状況があり、年度によって多発する学校が変わることが多かった。そのため、県教委は市教委と連携しながら、令和3年度に発生件数の多かった学校を訪問、児童生徒への支援方法について助言・支援を行ってきた。

また、その他の学校についても、学期ごとの暴力行為の件数や形態を把握し、各学校の実態に応じた支援策を共有し実践した。

さらに、特に地域全体で暴力行為が減少した教育委員会においては、荒れの兆候が見られる管内の学校に指導主事等が訪問を重ね、学校の安定化に向けた助言や支援を行うなど、重点的に取組がなされたことも令和4年度の暴力行為発生の抑制につながったと考える。

【いじめ】

いじめの認知件数【国公私立学校】　（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合　計	
	認知件数	認知件数	認知件数	認知件数	認知件数	1、000 人当たりの認知件数
R3	2、698	596	322	56	3、672	55.1
R4	**2、771**	**650**	**289**	**39**	**3、749**	**57.2**
前年度比較	+73	+54	−33	−17	+77	+2.1

1、000 人当たりのいじめの認知件数【国公私立学校】

（単位：件）

	高知県	全国
R3	55.1	47.7
R4	**57.2**	**53.3**
前年度比較	+2.1	+5.6

いじめ発見のきっかけ【国公私立学校】　（上位３項目）

「本人からの訴え」(29.1%)

「アンケート調査など学校の取組により発見」(26.0%)

「学級担任が発見」(20.4%)

いじめの現在の状況【国公私立学校】

解消しているもの（日常的に観察継続中）		解消に向けて取組中		その他		計
（件）	割合（%）	（件）	割合（%）	（件）	割合（%）	（件）
2、849	76.0	899	24.0	1	0.0	3、749

いじめの重大事態発生件数【国公私立学校】　（単位：件）

	R3			**R4**		
	発生件数			**発生件数**		
		1 号	2 号		**1 号※**	**2 号※**
高知県	21	12	10	**19**	**13**	**8**

※いじめ防止対策推進法（平成２５年）第２８条

１号　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２号　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

１件の重大事態が１号及び２号の両方に該当する場合は、それぞれに計上することとしている。

1、000 人当たりのいじめの重大事態発生件数【国公私立学校】（単位：件）

	高知県	全国
R3	**0.32**	0.05
R4	**0.29**	0.07
前年度比較	−0.03	+0.02

＜いじめについて＞

○令和４年度の小学校におけるいじめの認知件数は 2、771 件、中学校は 650 件、高等学校は 289 件、特別支援学校は 39 件、合計 3、749 件となっている。（前年度より 77 件増加）
○1、000 人当たりの認知件数は 57.2 件となっており、前年度より 2.1 ポイント増加した。
○いじめの発見のきっかけは「本人からの訴え」が最も多くなっている。
○いじめの解消率については、76.0%となっている。
○県全体のいじめの認知件数（1、000 人当たり）については、過去最高となった。
認知件数が多いことについては、いじめの早期発見・早期対応が可能となるという点からも、文部科学省も、また本県においても肯定的に評価しているところである。いじめの法律が施行されて以降、学校の積極的認知に向けた取組が進んできているものと考える。
○いじめの発見のきっかけについては、令和４年度は「本人からの訴え」が最も多くなった。児童生徒の「いじめは許される行為ではない」「一人で悩みを抱え込まない」といった認識が高まったものと考える。
○一人一台端末で自分の気持ちを表す「きもちメーター」の活用により、これまで気づきにくかった児童生徒の変化にアプローチできる体制が進んでいることが、認知件数の増加につながった要因と考える。
＜重大事態について＞
○重大事態の件数については、前年度より減少したものの、全国値より依然高い状況である。
○本県では、被害児童生徒や保護者の思いに寄り添い、重大事態の疑いのある段階から早期に調査に着手しており、この発生件数については、調査中のものやいじめが確認されなかったものも含まれている。
○重大事態が全国よりも多く発生している状況は憂慮すべきと考えており、いじめを生じさせない取組や、いじめの積極的認知を行い、的確に対応していく。

【不登校】

＜小中学校＞

不登校児童生徒数【国公私立学校】　（単位：人）

校種／年度	小学校		中学校		合　計	
	不登校児童数	1、000 人当たりの不登校児童数	不登校生徒数	1、000 人当たりの不登校生徒数	不登校児童生徒数	1、000 人当たりの不登校児童生徒数
R3	465	14.8	1、043	61.2	1、508	31.2
R4	**469**	**15.1**	**994**	**59.9**	**1、463**	**30.7**
前年度比較	+4	+0.3	−49	−1.3	−45	−0.5

1、000 人当たりの不登校児童生徒数【国公私立学校】　（単位：人）

校種／年度	小学校		中学校		合計	
	高知県	全国	高知県	全国	高知県	全国
R3	14.8	13.0	61.2	50.0	31.2	25.7
R4	**15.1**	**17.0**	**59.9**	**59.8**	**30.7**	**31.7**
前年度比較	+0.3	+4.0	−1.3	+9.8	−0.5	+6.0

本県の国公私立小中学校における不登校児童生徒数は 1、463 人であり、令和３年度と比較すると 45 人減少している。1、000 人当たりの不登校児童生徒数は 30.7 人であり、令和３年度と比較すると 0.5 ポイントの減少となった。

＜高等学校＞

不登校生徒数【国公私立学校】　（単位：人）

年度	不登校生徒数	1、000 人当たりの不登校生徒数
R3	303	18.0
R4	**292**	**17.6**
前年度比較	−11	−0.4

1、000 人当たりの不登校生徒数【国公私立学校】　（単位：人）

年度	高知県	全国
R3	18.0	16.9
R4	**17.6**	**20.4**
前年度比較	−0.4	＋3.5

＜不登校について＞

○令和４年度の小中学校における不登校については、小学校が 469 人、中学校が 994 人で、合計 1、463 人であった。（前年度より 45 人減少）

1、000 人当たりの人数は、小学校が 15.1 人、中学校が 59.9 人で、合計 30.7 人であった。（前年度より 0.5 ポイント減）

○令和４年度の高等学校における不登校生徒数ついては、292 人（前年度より 11 人減少）であり、1、000 人当たり 17.6 人であった（0.4 ポイント減少）。

○今回調査における不登校減少の背景として、まず学校において、不登校に対する教員の認識や対応力の向上を図るための研修の充実を積極的に行ってきたことが、不登校児童生徒への初期対応力向上につながったものと考えている。

○（いじめの分析にもあった）「きもちメーター」の機能を活用し、不登校の兆しが見えた児童生徒を学校全体で把握し、対応を行う組織体制が推進された結果、兆しが見えた段階で早期の情報共有を行う学校も増えてきている。教員が児童生徒の些細な変化に気づき、見守りや声がけ、個人面談など早期発見・対応できるようになり、小中学校の新規不登校児童生徒数が減少したことにもつながったと考えている。

○これまで不登校担当教員の配置や校内ＳＲの設置などに取り組んだ結果、不登校担当教員を配置した小学校では、新規不登校児童数の減少や校内ＳＲを設置した中学校では、欠席日数の減少といった効果も見られている。

○本県では、個々の児童生徒の状況や抱えている課題に応じた支援を行うことが重要と考え、ＳＣ、ＳＳＷの配置充実を図ってきた。支援体制を充実させたことで、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合が全国と比べ高い状況であると共に、各学校で実施されている校内支援会において、ＳＣ・ＳＳＷの専門性を生かした支援策の検討が行われるようになっている。

こうしたこれまでの不登校への総合的な取組・対応の成果が、今回の調査結果に表れているものと考える。

【中途退学】

中途退学者数・中途退学率【国公私立学校】

	退学者数（人）	中途退学率（%）
R3	254	1.5
R4	**262**	**1.5**
前年度比較	+8	0

中途退学率【国公私立学校】　　（単位：%）

	高知県	全国
R3	1.5	1.2
R4	**1.5**	**1.4**
前年度比較	0	+0.2

中途退学の理由【国公私立学校】　　（上位３項目）

「進路変更」(37.4%)

「学校生活・学業不適応」(32.8%)

「学業不振」(7.3%)

＜中途退学について＞

○令和４年度の中途退学者数については 262 人であり（前年度より 8 人増加)、中途退学率は 1.5%であった（前年度と同値)。中途退学の主な理由としては、高い順に「進路変更」「学校生活・学業不適応」「学業不振」となっている。

○（中途退学：分析）

各高等学校においては、ＳＣ・ＳＳＷ等の専門人材を活用した相談支援体制を構築し、中途退学の未然防止につなげている。

○一方、中途退学の理由として「進路変更」「学校生活・学業不適応」が上位となっていることから、学校生活への目的意識を醸成することや個に応じた学習支援を充実させることも必要であると考えられる。

○今後も、学校生活への適応の支援、中途退学に至った場合の居場所づくりや修学・就労支援を進めていく必要があると考えている。

＜まとめと対策について＞

○今回調査においては、暴力行為の減少及び不登校の出現率が、前年度の数値を下回る結果となった。小中学校 1、000 人当たりの不登校児童生徒数が前年度を下回ったのは 10 年ぶりであった。

○これまで継続してきた様々な施策、取組が相乗効果をもたらし、今回の調査結果にあらわれてきているものと考えている。しかしながら、不登校児童生徒数は前年度を下回ったものの、依然として多い状況が続いており、市町村によっては前年度より増加が見られたところもあることから、これまでの取組がしっかりなされているか市町村教育委員会とともに検証

し、効果の見られた取組を継続して実施するよう指導・支援を考えている。
あわせて、不登校の児童生徒が、学びたい時に学べる場所や機会の確保のために、地域と連携した支援等も含め、市町村教育支援センター等、学校外の支援体制の強化や、オンラインによる学習支援、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置の在り方、夜間中学や公民館・図書館等の活用等について、本協議会において委員の皆様からご意見をいただきながら、実施に向けて検討していきたいと考えている。

②高知県心の教育センター相談支援事業

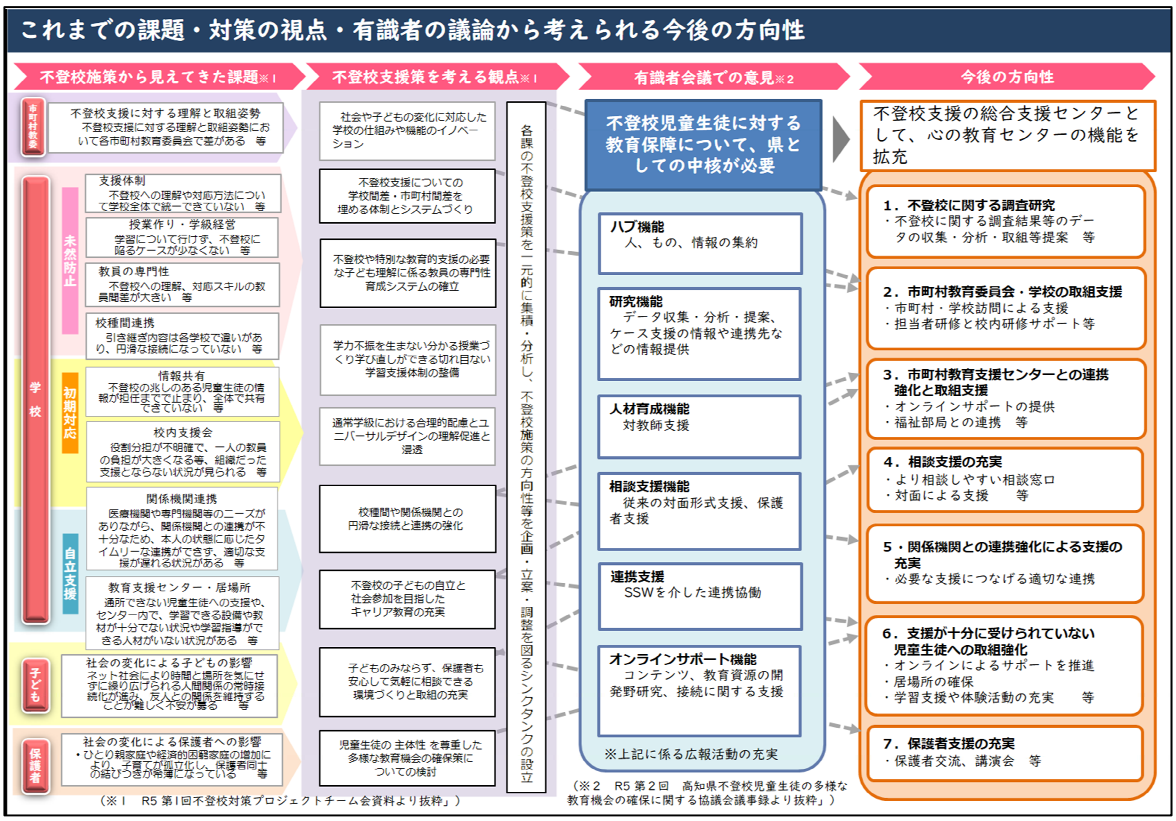

資料 11　これまでの課題・対策の視点・有識者の議論から考えられる今後の方向性

＜資料 11 について＞

〇資料の左端の列には、これまでの不登校施策から見えてきた課題が示しており、上から市町村教育委員会、学校、子ども、保護者に関する項目となっている。
この課題については、昨年度末までの事業について、効果検証を行って整理されたもの。

〇課題の右側の列には、それぞれに関連して、これからの「不登校施策を考える観点」として、10 項目を示している。その中で、少し太い枠で示している観点が７つある。上から２つ目学校・市町村間の差を埋める体制とシステムづくり。３つめの教員の専門性育成システムの確立。等、以下の部分にも太枠がある。これらの７つの観点が、前回のご議論と関連が大きかった内容であると捉えている。

○「有識者会議での意見」の部分には、不登校児童生徒に対する教育保障について、県としての中核となる組織に、どのような機能が必要かということを、ハブ機能などの６つの機能に整理して示している。

○資料の右側に、これまでの議論を踏まえ、今後の心の教育センターの不登校施策として考えられる方向性を７点お示しし、考えられる取組をいくつか例示している。

○方向性①は「不登校に関する調査研究」である。その情報収集や分析結果等は、県全体の不登校支援施策に反映していくために、ベースとして必要不可欠な取組だと考えている。

○方向性②は「市町村教育委員会・学校の取組支援」である。様々な不登校支援施策を、教育の場にいる子どもたちにまで届けるためには、訪問支援や研修など教師支援を含めた市町村教育委員会・学校の取組支援が必要であると考えている。

○方向性の③「市町村教育支援センターとの連携強化と取組支援」では、現在各教育支援センターに通所している児童生徒に対して、オンラインサポートの提供や市町村の福祉部局との連携強化等により、支援の充実に繋げるように推進を図っていく必要があると考えている。

○方向性の④「相談支援の充実」は、前回議論にもあったようにオンラインよる支援だけではできない部分もあるので、これまで心の教育センターが行ってきた相談支援を大切にしつつ、対面形式の支援をより充実させ、より相談しやすい窓口をめざすには、何が必要であるかはさらに検討しなければならないと考えている。

○方向性の⑤「関係機関との連携強化による支援の充実」は、例えば、左側の自立支援の課題に「関係機関連携」の項目に、医療や専門機関等の支援ニーズがありながら、連携が不十分なため、本人の状態に応じたタイムリーな連携ができず、適切な支援が遅れるようなケースがあげられている。関係機関との円滑な連携やＳＳＷを介した連携協働のために、大切なポイントは何かを精査する必要があると考えている。

○方向性の⑥「支援が十分に受けられていない児童生徒への取組強化」では、前回の協議の中で多く議論されたオンラインサポートの推進の部分である。学習コンテンツを活用した学習支援や、人とのコミュニケーション等、ICT を活用して、多様な教育機会の確保に繋がるように取組を検討しているところである。それと同時に、このようなオンラインサポートが、対面での支援に繋がるようにするために必要なポイントをしっかりと考えなければならないと考えている。

○方向性の⑦「保護者支援」では、前回いただいた保護者支援の動画作成なども含め、より保護者が参加しやすい交流の場や講演会など、その取り組み方にはまだまだ工夫が必要だと考えている。

○委員の皆様には、今後これらの取組を進めていく上で、どのような点に留意して充実させていくべきか、ご教示いただきたい。

また、これらの取組を、支援ニーズにマッチしたものにしていくために、不登校の児童生徒や保護者の支援のニーズをどのように把握していくことがよいのかについても、あわせてご意見をいただきたい。

２）協議　心の教育センターを核とした不登校支援について

事務局からの説明内容も踏まえ、それぞれの委員から「心の教育センターを核とした不登校支援」について協議を行った。以下、委員から出た主な意見である。

＜委員の主な意見＞

○不登校の子どもたちに何が必要なのかを考えた結果、この７つが挙げられるが、どういう方法で次につなげていくかというイメージがないと難しい。この７点等必要なことは色々あるが、やはり学校では子どもたちに寄り添う形をとっている。不登校の子どもたちの多くは、教科の勉強だけではなく、自分をどういうふうに受け止めてもらえるかという不安であったり、達成感を味わったことがなかったりという現状がある。⑥番にもあるが、体験活動を大事にした方がよいのではないか。その部分ではオンラインも必要だが、学校という社会の縮図である集団の中で認められたり、時に傷ついたりという訓練をして組み立てていくことが大切。それを支えるのが教職員の役割だろう。教職員の立場で多様な子どもたちに対応しなければいけないが、限界がある。その中で本当にできることを慎重に考えなければならず、コミュニケーションや地域の支えも大切である。

○本年度不登校児童生徒への対応を最重要課題とし、学校とともに取組を強化した。経緯を見ると、学校がよく踏ん張り、一人一人の子どもに向きって取り組んでいる状況が功を奏していると実感している。一番効果が大きいと思うのは、未然防止と初期対応のスピーディーさだ。その際、子どもの家庭背景も含めた対応をする拠り所として、不登校に関する調査研究のデータ分析が必要であり、その分析資料を用い、学校がどう取り組むかを揃えた上で支援センターとの取組強化に入ると考えている。現在、地教委だけで解決しづらい事案が増加している。学校や市町村教育委員会との連携の進め方や、一人一人の子どもたちの自立支援に向けた解決の道筋が見えるマネジメント機能を持った総合支援センターということも今後重要になる。

○多忙な学校で先生方はよく踏ん張っている。その先生方に心の教育センターが研修も行っており、学校の先生方が研修後少し余裕を持って子どもに対応してもらえていると思われる。学校の先生方に余裕を持ってもらうことで、子どもの兆しに気づきやすくなり、早期対応できるのではないか。教育支援センターとの連携について、心の教育センターには現在も丁寧にしていただいているが、訪問や協議会の結果得られた情報の中でも有効な情報については早い時期の発信をお願いしたい。

　また、支援を行いたいと思っても当事者からSOSが発信されず、支援を求めていない家庭への取組について困っている。ＳＳＷが学校や関係機関と連携しながら関わっているが、その取組についても情報提供があるとよいのではないか。

○⑥の「支援が十分に受けられていない児童生徒への取組強化」について、以前フリースクールでオンラインの授業ができないかという問い合わせがあった。当フリースクールではやっていないが、心の教育センターを中心に行われるならば救われる部分があるのではないだろうか。ただし、オンラインですべてが解決するわけではなく、最終的には対面のコミュニケーションまでどうつなげるかが大切。オンラインでは、教員と児童のつながりだけではなく、

同世代の子ども同士のつながりが得られることで対面のコミュニケーションまでもっていける可能性がある。そのためには、居場所づくりが重要となる。それは、越境入学の問題が生じない県教委にできることだろう。また、オンラインについては環境を整えても受け入れられない児童生徒も多いと思われる。様々な事情を考えてもアンケート調査は必要ではないだろうか。

○まず、不登校施策の７点を実施する目的が明確でなければ、７つの方法論が目的化されてしまうため、７点を整理することが必要と感じる。次に、７つの施策を通して事務局側で目指したい目標の数字があるとよいのではないかと感じた。例えば、不登校児童生徒の捕捉率、閾値が挙げられる。ただ、目標が高すぎると動きづらくなるため、高すぎず、県内のこれまでの平均や目指したい部分の数字を探しながら作っていくとよいのではないか。３点目として、この７つの施策を見ると、圧倒的なリーダーが必要と感じた。心の教育センターの体制をHPで拝見したが、人員体制の確保や見直しが必要ではないかと感じる。これらが、うまくかみ合うことで７つの施策に大きく反映され、さらに県の不登校児童生徒の減少につながるのではないだろうか。

○今後の方向性について考える７つの観点の優先順位をどうつけるか。やはり、実態調査が必要だろう。ニーズ調査から始め、例えば学校で実施している不登校支援がどの程度効果があるか、効果が見られない場合はその理由を挙げてもらうことからとなる。次に、対教師支援が挙げられる。学校のフロントにいる教師、学級担任、教師を支える仕組みづくりが重点的にならないといけない。個人へのカウンセリングのような専門家がアウトリーチで教師を支える施策も必要だろう。教師の支援、そして、子どもの相談相手でもある家族、保護者への支援は必至だろう。

○優先順位は大切であり、どの機能に重点を置くかを十分考え、直接的な支援（子ども、保護者、先生方へのカウンセリングや福祉に関する生活支援等）と間接的な支援の両面から充実させることが求められるのではないか。間接的な支援では、市町村支援や関係機関との連携を充実させることが大切になり、その中で調査研究をいかに生かしていくかが鍵となる。不登校の調査研究に関して、保護者と子どもの意見を十分に反映できるよう、支援に携わっている専門識者の意見も聞いてはどうか。プレ調査実施や、可能であれば子どもたちの中から委員を募ったりと、参加型で課題解決を図る道筋もあるのではないだろうか。オンラインサポートについて、大学ではラーニングマネジメントシステムを積極的に活用し、コロナ禍には十分機能したと感じており、そのシステム導入も検討してもよいのではないだろうか。併せて、サイバーセキュリティの問題が、大学でも問題になった時期があり、その人材もそうだが、その機能を担う人材確保が大切になるのではないだろうか。

○センター機能をどう発揮するかが、心の教育センターの大きな役割ではないだろうか。まず、調査研究が大きな役割のひとつ。令和４年度の国の調査結果では高知県は不登校出現率を下げている。問題点がどこにあるかのみならず、むしろなぜうまくいっているかを突き止めていく必要があるのではないか。調査研究では、大学との連携も視野に入れ、どういう取組がどういう効果をあげているか分析し、各地教委、学校等に還元していただきたい。次に、関係機関との連携強化が、センターがコーディネートの役割を果たすうえで必要だろう。地域

性もあるが、学生ボランティアを確保し、市町村の教育支援センターへの派遣等を進める取組なども考えるとよいのではないか。

○最後にオンラインサポートについてだが、多様な学びの場が確保され、子どもたちも多様性を発揮していく一方で、学校はなかなか多様化できないことが課題だと思う。高校は多様化が進んでいるが、公立の小中は多様化するのがなかなか難しい。そこで、オンラインで学ぶという選択肢も考えてもよいのではないか。さらに、もう一歩進めて、教育支援センターにメタバースの仮想空間を整備することも考えられる。ICT を使った不登校児童生徒支援の１つとして考えられる。

３）協議のまとめ

心の教育センターを核とした不登校支援について
＜今後の取組を進めていくうえで、留意すべきこと＞ ◆子どもたちが社会に出るまでの全体の成長プロセスに関して、そこで必要な支援が提供できるような全体設計となっているのか確認をしながら進める必要がある。 ◆不登校に限らず学校の中での学びがなかなか難しくなっている子どもたちに対して教育提供が途切れなく行われることが大切である。 ◆保護者、子どもたち、学校、地教委、心の教育センターの役割分担を明確化する必要がある。その役割分担の司令塔も、心の教育センターがハブ機能として果たすことも必要ではないか。 ◆保護者からの SOS が出されてない家庭に対する支援をどうするのかについては考えておくべき事項である。 ◆心の教育センターがハブ機能を持って中核になり、各機関を総合的に調整し役割分担した場合、すべての機関と関わっているところでの情報共有は重要である。 ◆心の教育センターを中心として、すべての学びがなかなか難しくなってきている子どもたちの状況が、データーベースとして把握される統合型校務支援システムのような役割を担えるとよい。 ＜不登校の支援ニーズをどのように把握するべきか＞ ◆学校に来ることが難しくなっている子どもたちの保護者の方に聞くことが、ニーズ調査としてはいいが、いろいろな配慮をしなければならない。 ◆アンケートにおいて子どもや保護者の方を傷つけることがあってはいけない。

（４）第４回 令和５年１２月７日（木）

１）報告　学びの多様化学校に関する国の動きについて

○平成 28 年に施行されたいわゆる「教育機会確保法」（「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」）では、学びの多様化学校の整備が、国や地方公共団体の努力義務として明記された。

○令和５年３月 31 日付け通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」（COCOLO プラン：資料 12）では、将来的に全国に 300 校の設置を目指しており、各都道府県においては、自ら不登校特例校（学びの多様化学校）を設置するほか、域内の市町村への相談・支援や、市町村間の連絡・調整など、積極的な役割を果たすことなどが求められている。

資料 12　COCOLO プラン

○「『不登校特例校』の新たな名称について」（令和５年８月 31 日付け文部科学省通知）において、実際に学校に通う子どもたちの目線に立ち、「不登校特例校」から「学びの多様化学校」へと名称変更を行うことが示された。

２）協議①　学びの多様化学校について

事務局からの報告に加え、学びの多様化学校の開校等にも関わった委員からの情報提供も取り入れながら、各委員それぞれの専門的見地から協議を行った。以下、委員から出た主な意見である。

○学びの多様化学校は自由度があり、独自のポリシー、ビジョンミッションが掲げられる。不登校状態の生徒に対しても、多様なアプローチで対応することが可能。一方で、不登校の背景には様々な要因が複雑に絡み合っている場合も多いことから、アプローチの幅は広げておく必要がある。

○運営側の課題もある。個別最適化の学習をすれば生徒の成長につながると言われるが、必ずしもそうではない。長期的な目標を示しながら、ある程度学校が運営コストをかけていかなければ、生徒の成長は見られないのではないか。

○定員が埋まらない問題もある。また、定員が埋まったとしても、登校しない生徒がいた場合に、その子に転校してと言えるかどうか等、柔軟な対応ができるか検討していく必要がある。

○教員等の配置についても問題があるのではないか。教員を割けないところと加配が難しいというところ。ボランティアに頼る場合も、その採用や育成、マネジメントという一連の流れは、誰が担うかという点も課題があり、その辺もクリアしていく課題のひとつである。

○新しく設置される学びの多様化学校の位置づけをしっかり確認したうえで、県内全体の不登校施策を見直ししていく必要がある。

○学校のコンセプトやビジョンをしっかり設計していくことが大事。やはり高知県として、各自治体の特色を生かしていくことが大切である。

○カリキュラムに対しても、しっかりそれを進めていく体制を整備していくことが必要。このあたりが、設置するに当たって最初にぶつかっていく課題なのではないかと思う。
○学びの多様化学校の運営にコストがかかっても、そこで得られた不登校児童生徒への支援に関する発見を、他の学校に還元していく役割があるといいのではないか。
○学びの多様化学校に、例えば非行傾向のある子が入れるだろうか。その子たちの居場所、行き場所はどこなのか。何か学びから遠い感じがあり、出てこないが、何かその辺が取り残されている気がする。
○高知県のように横長に広がる地域で、学びの多様化学校を作ったときに、どうやって子どもたちは通ってくるのか。都会とは違う地域に根ざした、非都会型の学びの多様化学校を考えなければ、実際に子どもたちが、生き生きと学び、活動することは難しい。
○学校という枠を外したいと感じる。非行の子も不登校の子も接してきたが、勉強は後からついてくる。だからこそ、不登校の子どもに対する支援はやはり学校に戻すことではなくて、社会的な自立に導くことだと思う。
○反社会的な生徒、非社会的な生徒、それぞれに大きな壁があるが、それぞれに居場所を作ることが重要。その居場所を作るのは環境であり、もちろん教員も環境の一つであり、そこをどうしていくかが大事だろう。
○オンラインやアウトリーチを含め、個別に関わってもらえ、一緒に自己理解を促進でき、やはり自己理解できないと前に進めないので、今自分がどういう状態にあるかというメタ認知ができる仕組みづくりができる学校が必要ではないだろうか。
○相談できることは重要であり、養護教諭やＳＣがいるのはとても心強い。また、高知県は生活課題もあるので、ＳＳＷの配置もあればよい。あとはどれぐらいの費用負担が、子どもや保護者に課せられるのかも検討が必要である。
○教育支援センターとの役割、目的の違いを明確にして、設置することが大切ではないか。
○不登校である子どもの中には、非常にナイーブな部分を抱えていることもあることから、危害を加える可能性がある子どもとの共存は難しい。入学の約款や規約を、しっかりと作っておく必要があるのではないか。

協議②　不登校児童生徒の実態調査について

登校施策に関する実態把握や、支援に関するニーズ調査を実施する場合に、必要な配慮等について協議を行った。以下、委員から出た主な意見である。

○どんな調査を実施するでも、かなり高い倫理的配慮が必要である中、不登校児童生徒や保護者への調査を行うにあたっては、より一歩進んだ配慮が必要と考えなければならない。
○まずは調査の目的をかなり明確にしたうえで、心の教育センターや市町村の教育支援センター、あるいは学校の先生や不登校支援されてる方に調査することで調査目的が達成できるのであれば、保護者や子どもたちに直接聞かなくてもよい。
○もう少し踏み込んだ調査がないと、将来的に子どもたちに一番フィットした支援がなかなか考えづらいという場合は、調査項目は出さずに、どういったことを調査したいかを説明し、参加の可否だけを聞くという手続きが必要だろう。

○実際に調査を実施する場合でも、画一的なアンケート調査ではなく、半構造化されたインタビュー調査で、日頃支援にあたっている人物が子どもたちに聞いていく形を考えないといけない。

○不登校を経験した子どもに対して、「最初に行きづらいと感じ始めたきっかけは何ですか」という質問は、子どもにとっては厳しい問いだと思う。逆に、「今まで学校へ来た中で一番楽しかったものは何ですか」といった質問なら、結構心を開く状態の子も出てくるのではないか。

○実際に保護者や不登校状態の方にアンケートを取ったからといって、それが自動的に何かに生かせるような政策になるかといえば疑問が残るため、冷静に考えていく必要がある。

3）協議①のまとめ

学びの多様化学校について
◆学びの多様化学校の位置付けを明確にするということは、多様な教育機会が相互に関連し、それぞれが役割を発揮することにつながる。個々の学校においても、スクールポリシーやスクールミッションの明確な設定がなされなければ、他の教育機会との役割分担が明確化しない。 ◆学びの多様化学校での成果が、他の教育機会の場にフィードバックされ、生かされていく仕組みも重要になる。 ◆学びの多様化学校であれば、どんな児童生徒でも学習を保障されるかといえば、恐らくそうではない。そのため、対象とする生徒像を明確にするとともに、専門性の高い人材確保と育成も必要である。 ◆学びの多様化学校は、学校という枠組みであることには注意が必要である。それによるメリットもあれば強みもあり、一方で難しい側面も出てくる。 ◆非常に東西に広い高知県において、設置の仕方については、アクセス面を含めてかなり慎重に考える必要があるだろう。

協議②のまとめ

不登校児童生徒の実態調査について
＜実施の場合の配慮について＞ ◆調査を実施するにあたっては、高知県における子どもたちの多様な学びを保障するための行政施策のところに落とし込めないアンケートでは意味がない。 ◆逆に言えば、そこが把握できるのであれば、当事者である子どもや保護者を対象とせず、日々関わりを持っている支援者に調査を行うことでも構わない。その部分を十分に考えることが重要である。

（５）第５回 令和６年５月２４日（金）

１）協議①　学びの多様化学校の在り方について

第４回協議会において協議を行った学びの多様化学校に関し、より具体的に、本県に適した学びの多様化学校の在り方について協議を進めた。以下、委員から出た主な意見である。

○ニーズ調査をしっかりとやったほうがいいのではないか。他県では定員割れの多様化学校も問題となっている。このアンケートを当事者に実施するのは難しいかもしれないが、学校の不登校担当者へのヒアリング等で、実際のニーズを把握していく必要があるのではないか。

○ターゲットとする子どもたちの像や、他の施策、取組との差、役割分担を明確化していくことが必要。

○校内のＳＲや市町村の教育支援センターなどを充実して、学びの多様な場にしようとしている。その中で、この学びの多様化学校のアイデンティティ、特徴をどこに求めていけばいいのかは検討が必要。

○教育課程はやはり個別の対応カリキュラムでなければいけない。柔軟な学びの場で、教室だけではなく、オンライン学習、地域との連携を活用した学びの場を設けることが重要。例えば地域の企業とか団体との連携、それから実践的な学習機会やインターンシップの提供、こういうもので子どもの社会参加を支援できるような仕組みが大事である。

○適切なアセスメントを行うためには、やはり特化した研修は必要であり、子どもをどう理解するかについて組織的に捉えていく研修も必要である

○高知県では、県や市町村の社会福祉協議会が、福祉教育という形で学校現場に入っているが、そういった福祉教育の取組も、この多様化学校の中で展開できれば、教育課程のところにあるような社会性やソーシャルスキルを磨いていくというところにつながるのではないか。

○中学校段階の子どもたちのニーズに応じた多様な学びを保障できたとして、その先にある高等学校へのつなぎをどう考えるのか、また高等学校にも多様な学びを保障する学校を作るのか。

○一度作ってしまうと、なかなか撤退するというのは現実的に難しい。だからこそ、例えば定員の問題や生徒の登校率のような指標を取り入れるなど、しっかり運営を回しているという状況を作っていくことも必要。

協議②　ガイドラインの方向性について

不登校児童生徒の支援に関するガイドラインの策定に向けて、全体の構成案（資料 13）について事務局から説明があり、その方向性について協議を行った。以下、委員から出た主な意見である。

○校内ＳＲはもちろん多様な学びの機会であるが、学校とは違う場のような印象を与えないか。校内ＳＲは学校の中での取組として、そこを起点にしながら学校を魅力あるものにしていくという視点を持ったほうがいいのではないか。

○３を「児童生徒の多様な教育機会の確保」の中の「（１）誰一人取り残されない学校に向けて」とし、その中に①チーム学校支援、②魅力ある学校づくり、③校内ＳＲの充実とした方が、不登校支援の側面だけでなく、多様な教育機会を多様な子どもたちに対して途切れなく提供するというメッセージ性が強くなる気もする。

○教育機会としてこういうものがある、ということで並んでいるが、それが全体としてどういう流れになっているのか、重層的支援体制の説明があってもよいと感じた。

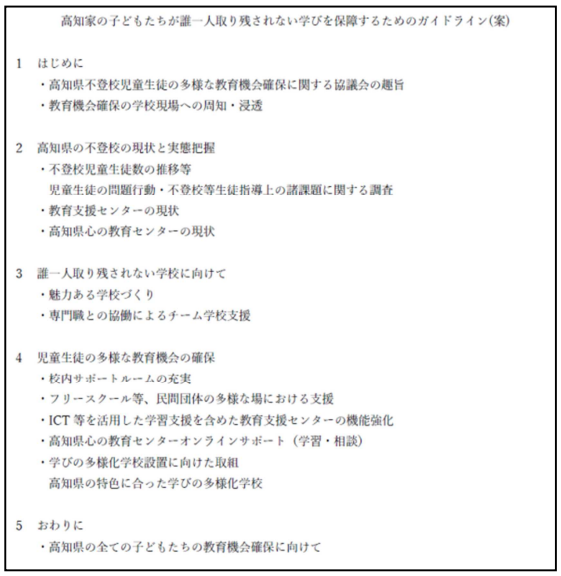

高知家の子どもたちが誰一人取り残されない学びを保障するためのガイドライン(案)

1　はじめに
・高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会の趣旨
・教育機会確保の学校現場への周知・浸透

2　高知県の不登校の現状と実態把握
・不登校児童生徒数の推移等
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
・教育支援センターの現状
・高知県心の教育センターの現状

3　誰一人取り残されない学校に向けて
・魅力ある学校づくり
・専門職との協働によるチーム学校支援

4　児童生徒の多様な教育機会の確保
・校内サポートルームの充実
・フリースクール等、民間団体の多様な場における支援
・ICT 等を活用した学習支援を含めた教育支援センターの機能強化
・高知県心の教育センターオンラインサポート（学習・相談）
・学びの多様化学校設置に向けた取組
高知県の特色に合った学びの多様化学校

5　おわりに
・高知県の全ての子どもたちの教育機会確保に向けて

資料 13　ガイドライン構成案

○このガイドラインを誰が見て、どう使っていくのかが分かるとよい。また、子どもたちが見る形でのガイドラインというのも、あってもよいのではないか。

○ガイドライン自体は形骸化しやすい、使われづらくなってくる面がある。誰が使うのか明確にすることに加え、必要性と具体性のバランスみたいなものが大事ではないか。

○タイトルに高知家の子どもたちは何らかの形で教育にアクセスできる、それを保障するという方向性のガイドラインだという意味を込められているのは、すばらしいのではないか。

２）協議①のまとめ

学びの多様化学校の在り方について
＜高知県に合った学びの多様化学校とは＞ ◆校内ＳＲや心の教育センターが果たせる役割とは違う役割で、オンラインによる学習相談支援の部分でできることとは違う位置付けと役割を明確化しておかないといけない。 ◆どの子どもたちを学びの多様化学校でどのように育てるのかを明確にしていなければならない。 ◆学校像を考えるにあたり学びの多様化学校の環境そのものと学習内容にどのようなニーズがあるか見ていく必要がある。 ◆実現可能なカリキュラムを考えていくうえで、単純に特例を使って少ない時間でいいのではなく、そこで育てるべき子ども像に合わせたカリキュラムを考えていく必要がある。 ◆高等学校への接続をどう捉えるかという視点は捨ててはならない。子どもたちに対して進路保障やキャリア教育、高等学校への接続のところまで見据えた形でのカリキュラム設計や学校像の設計も重要である。

協議②のまとめ

ガイドラインの方向性について
◆校内ＳＲの記述の部分の位置付けに関しては、工夫する余地がある。それとともに、「誰一人取り残されない学びの保障をするためのガイドライン」という趣旨からすると、学校内外を区別せず、同一の項目内に配置した方が、全体の構造がすっきりする。 ◆「児童生徒の多様な教育機会の確保」については、現在、県で進めている重層的な支援体制の全体的な構造を説明したうえで、それぞれがその役割を分担することで、全体として子どもたちに対する教育アクセスを保障するという示し方がいいのではないか。 ◆誰に最も伝えたいものなのかというのを意識しながら、ガイドラインの目的や対象、あるいは必要性などについて工夫が必要である。

（6）第６回 令和６年７月１２日（金）

１）協議①　誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたニーズ調査

事務局より、これまでの協議会において出された意見をもとに、不登校の要因を尋ねるのではなく、どのような学校が行きやすいか、子どもたちが通いたいと思うかについて、ニーズ調査を実施する方向性が示され、調査項目や実施方法について協議を行った。以下、事務局からの説明及び委員から出た主な意見である。

誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたアンケート　児童生徒用

高知県教育委員会では、これまでにはない「誰もが学びやすく居心地のいい学校」をつくるためにはどんなことが必要か、様々な人たちから意見を聞いています。小中学生の皆さんのご意見もぜひお聞きしたいので、アンケートへのご協力をお願いします。

アンケートの結果は、誰が書いたか分からないようにして集計しますので、安心して答えてください。

また、アンケートの結果は、今後の取り組みに生かすために使わせてもらいます。

質問1　学年

◇何年生ですか

ア　小学4年　　イ　小学5年　　ウ　小学6年　　エ　中学1年　　オ　中学2年　　カ　中学3年

質問2　環境や内容について

◇どのような環境や内容があれば、あなたにとって「学びやすく居心地のいい学校」になると思いますか【いくつでも】

【学びの環境・方法】

ア　一人で学べる　　イ　少人数で学べる　　ウ　校内の好きな場所で学べる
エ　受けたい授業を自分で選べる
オ　授業を教室以外の場所や自宅からオンライン配信で学べる　　カ　タブレットで繰り返し学べる
キ　本やインターネットを使って、自分で調べて学べる
ク　その他（　　）

【学びの内容】

ア　教科書の内容を学ぶ　　イ　受験に向けた内容を学ぶ
ウ　学年に関係なく、苦手なところから学ぶ　　エ　地域の人や企業の人から学ぶ
オ　高知県以外の人や企業の人から学ぶ
カ　学校内での体験活動（調理実習やスポーツなど）を通して学ぶ
キ　学校外での体験活動（ボランティア活動や自然体験など）を通して学ぶ
ク　自分の興味のある分野を学ぶ
ケ　その他（　　）

【居心地のいい環境】

ア　登校する日や時間を自分で決められる　　イ　学習する時間を自分で決められる
ウ　学校の決まりを子どもたちで決めたり変更できたりできる
エ　一人になれる場所がある　　オ　小グループで集まれる場所がある
カ　先生やカウンセラーにいつでも相談ができる
キ　スポーツ系のクラブ・部活動がたくさんある　　ク　文化系のクラブ・部活動がたくさんある
ケ　行事やイベントなどを子どもが決められる
コ　その他（　　）

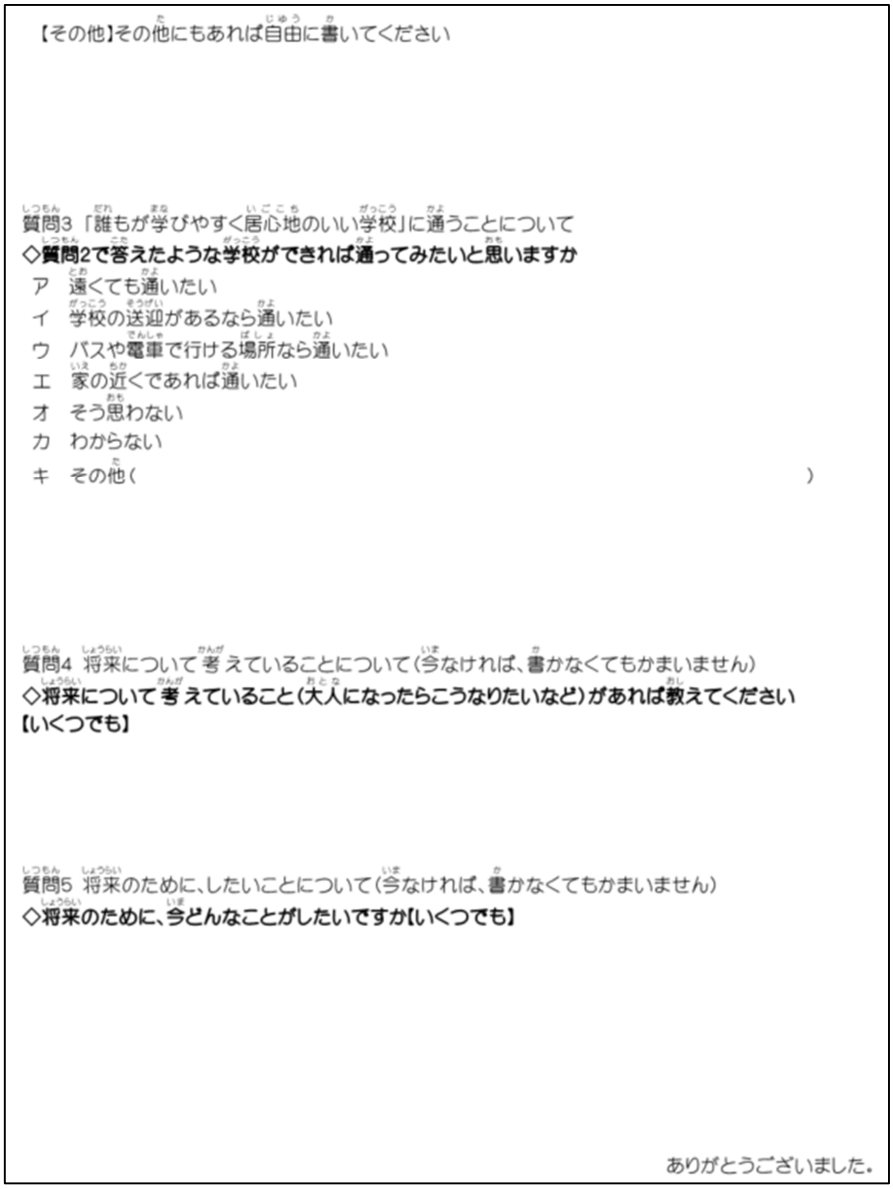

【その他】その他にもあれば自由に書いてください

質問3「誰もが学びやすく居心地のいい学校」に通うことについて
◇質問2で答えたような学校ができれば通ってみたいと思いますか
ア　遠くても通いたい
イ　学校の送迎があるなら通いたい
ウ　バスや電車で行ける場所なら通いたい
エ　家の近くであれば通いたい
オ　そう思わない
カ　わからない
キ　その他（　　）

質問4 将来について考えていることについて（今なければ、書かなくてもかまいません）
◇将来について考えていること（大人になったらこうなりたいなど）があれば教えてください【いくつでも】

質問5 将来のために、したいことについて（今なければ、書かなくてもかまいません）
◇将来のために、今どんなことがしたいですか【いくつでも】

ありがとうございました。

資料 14　誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたアンケート

＜資料 14 について＞

○このアンケートで傷つくことがないよう、丁寧にその子どもの学校に対する願いを聞き取るような形で子どもと信頼関係のある大人が聞き取りをしていくことが望ましい。

○「誰もが学びやすく居心地のいい学校」にはどのような環境や内容があるかとの問いは、調査対象者ではなく、世間の誰もが行きやすい学校はどのようなものか答えてもらうということが趣旨になってしまわないか。

○今を生きるのに一生懸命になっている子どもたちに、未来についてどう思っているかを聞くことは、少し検討が必要。

○調査対象が不登校支援プロジェクト事業と関連する形で、保護者の方、あるいは支援者の方と２人３脚でやるのであれば、いきなり行きたい学校で学習面が前面に出てくるという形は避けた方がよい。

○１つ１つの回答をもとにどうしていくかを考えるアンケートであるため、回答が多様化して分散したとしても、それを後からまとめ直していくという手続きでもよいのではないか。
○ポジティブな方向でどんな学校が実現されたらよいかを聞くものではあるが、調査対象の児童生徒のことを考えると、アンケートの目的は丁寧に発達段階に応じて伝える必要がある。
○回答をもとにどのような形で実現可能かについても、ある程度は見通しておくことが必要であり、項目についても精査が必要ではないか。

協議②　学校外の学びの場

学校外の学びの場に期待する役割や機能について、そして、学校との連携の在り方について協議を行った。

【説明】学校外の学びの場のうち、教育支援センターについて事務局より下記のとおり、説明がなされた。

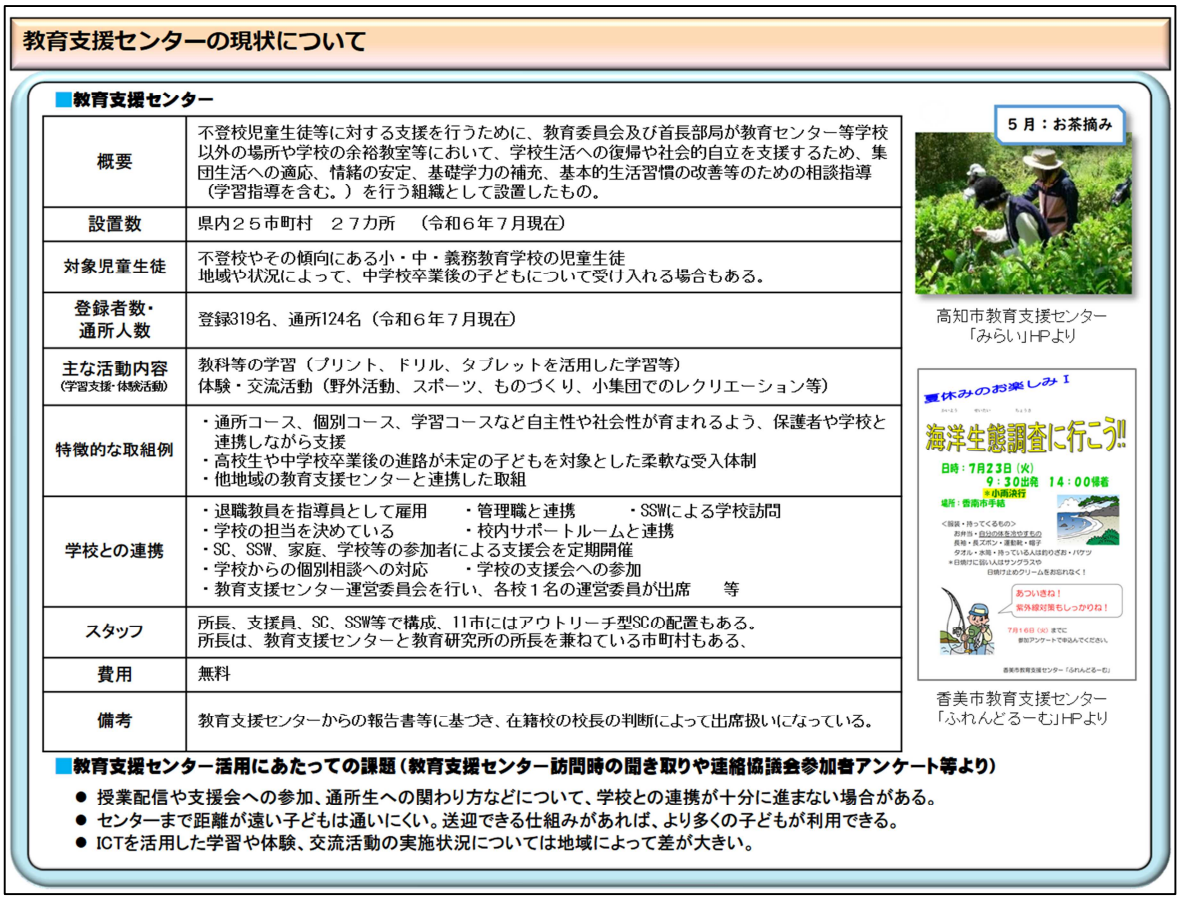

教育支援センターの現状について

■教育支援センター

概要	不登校児童生徒等に対する支援を行うために、教育委員会及び首長部局が教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰や社会的自立を支援するため、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談指導（学習指導を含む。）を行う組織として設置したもの。
設置数	県内２５市町村　２７カ所　（令和６年７月現在）
対象児童生徒	不登校やその傾向にある小・中・義務教育学校の児童生徒 地域や状況によって、中学校卒業後の子どもについて受け入れる場合もある。
登録者数・通所人数	登録319名、通所124名（令和６年７月現在）
主な活動内容（学習支援・体験活動）	教科等の学習（プリント、ドリル、タブレットを活用した学習等） 体験・交流活動（野外活動、スポーツ、ものづくり、小集団でのレクリエーション等）
特徴的な取組例	・通所コース、個別コース、学習コースなど自主性や社会性が育まれるよう、保護者や学校と連携しながら支援 ・高校生や中学校卒業後の進路が未定の子どもを対象とした柔軟な受入体制 ・他地域の教育支援センターと連携した取組
学校との連携	・退職教員を指導員として雇用　・管理職と連携　・SSWによる学校訪問 ・学校の担当を決めている　・校内サポートルームと連携 ・SC、SSW、家庭、学校等の参加者による支援会を定期開催 ・学校からの個別相談への対応　・学校の支援会への参加 ・教育支援センター運営委員会を行い、各校１名の運営委員が出席　等
スタッフ	所長、支援員、SC、SSW等で構成、11市にはアウトリーチ型SCの配置もある。 所長は、教育支援センターと教育研究所の所長を兼ねている市町村もある。
費用	無料
備考	教育支援センターからの報告書等に基づき、在籍校の校長の判断によって出席扱いになっている。

高知市教育支援センター「みらい」HPより

香美市教育支援センター「ふれんどるーむ」HPより

■教育支援センター活用にあたっての課題（教育支援センター訪問時の聞き取りや連絡協議会参加者アンケート等より）

- 授業配信や支援会への参加、通所生への関わり方などについて、学校との連携が十分に進まない場合がある。
- センターまで距離が遠い子どもは通いにくい。送迎できる仕組みがあれば、より多くの子どもが利用できる。
- ICTを活用した学習や体験、交流活動の実施状況については地域によって差が大きい。

資料 15　教育支援センターの現状について

＜資料 15 について＞
○令和６年度７月現在、県内には教育支援センターが 25 市町村に 27 か所設置されている。その他にも現在検討中の自治体が３か所あり、現段階で設置を検討していない自治体については、在籍児童生徒数や、不登校数が少ないこと、場所の確保が難しい等の理由が挙げられている。
○今年の６月から７月の間に訪問した際の聞き取りでは、県内全体で 319 人の子どもが登録

し、実際に通所している人数は 124 人となっている。

○各教育支援センターの登録通所人数は、０人から５人のところが 14 か所と大半を占めているが、21 人以上のところも５分の１程度あり、支援センターによっても様々である。

○学校との連携については、各支援センターで工夫しながら取り組んでおり、退職教員を雇用しながら連携を進めている、ＳＳＷによる学校訪問を計画的に行っている、学校の支援会に参加して、情報共有を図っているなどが聞かれた。また、福祉部局等との連携を積極的に進めている教育支援センターも多くある。

○児童生徒の社会的自立に向け、プリントやドリル、タブレットを活用した教科等の学習のほか、野外活動やスポーツ、ものづくり、小集団でのレクリエーションなどの体験や交流活動を行っているところもある。

○教育支援センターの今後の課題は、授業配信や支援会への参加、通所生の関わり方などについて、学校との連携が十分に進まない場合もあること、教育支援センターまで距離が遠い子どもが通いにくいこと、ICT を活用した学習や体験、交流活動の実施状況については、地域によって差が大きいことなどの声が上がっている。

【説明】学校外の民間や公共での学びの場について事務局より下記のとおり、説明がなされた。

資料 16　学校外の民間や公共での学びの場

＜資料 16 について＞

○フリースクールとは一般に、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言い、その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性、主体性の下、設置運営がなされている。

○県内では高知市内に３施設、いの町に１施設の合計４施設を把握しているが、義務教育年代以外の子どもも対象にしているフリースクールもある。

○活動内容は、一人一人の学力や理解度に応じた学習支援や、自然体験や調理体験など体験活動をはじめ、子ども、保護者への相談支援など様々な支援を行っている。

○スタッフは元教員を雇用している施設もあるが、教員免許の取得を求めていない施設もある。教育支援センターと同様に、校長判断により、出席扱いとなる場合もあるため、学校との連携も必要不可欠となっている。

○フリースクール以外にも、児童館や公民館などの地域資源を効果的に活用し、学校に行きづらい子どもたちの居場所を作ろうとしている自治体も少数ではあるが存在する。

○学校や校内ＳＲに通っていない子どもたちの居場所として、このような学校外の学びの場の１つとして重要な役割を担っている。

○誰が支援の場に接続するか、どうやって広報を行うかが大事である。

○学校しか欠席状況や子どもの状態を把握していないという場合があるが、その場所の教育支援センターや県がしっかり把握することによって、誰をどこにつないでいくかの情報整理にもなると思う。

○学校へのアクセスではなく、学びへのアクセスを保障していくこと、学びの多様化学校や学校外の学びの場を保障すべきということは、本当に必要なことである。

○教育支援センターならまだしも、民間や公共の学びの場と学校の連携は難しい。役割分担を明確にして、誰かが接続してくれれば、２回目以降、３回目以降はスムーズにできるのではないか。

○学校自体が変わらなければ、多くの子が幸せになるという状況にはなりにくいことから、学校外の学びの場で進められていることを、学校の中にも還元していってもらいたい。

○連携というと学校からの連携が多いが、学校外の学びの場が主体となって、そちらから学校への逆向き連携を基本に実施することも、教員の多忙化の解消も含めていいのではないか。

○地域の自然や人材についても、学校内外問わず、子どもたちのつながりを作る上でも活用できたらいいのではないか。

○コーディネーターの配置、ここが非常に大きいのではないか。しっかりとコーディネートできる人材をいかに配置するかによって、関係機関との連携というのは、やはりきちんと回っていくのではないか。

２）協議①のまとめ

誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたニーズ調査について

◆アンケートそのものは、学びの多様化学校に限らず本県において、子どもたちに多様な教育機会をこの後も、どのように保障していくかと考えた際に学校になかなか行きづらくなっている子どもたちが、どういった学校なら行けるのかのニーズを把握しておくことは重要である。

◆いきなり学習面が前面に出てくるというよりは、様々な多様な学習環境についての部分が、前面に出てくるような形がよいのではないか。

◆１つ１つの意見を大切にしていくアンケートであるため、回答が多様化して分散してもよい。

◆アンケートを取るにあたっては、調査対象の児童生徒のことを考えると丁寧に発達段階に応じて伝える必要がある。関わっている大人の方を通してヒアリング形式が望ましい。

◆傾向性を見るうえで完全でなくても子どもたちの今の願いが伝わるようなアンケートになっていればよい。

協議②のまとめ

学校外の学びの場について

＜学校外の民間や公共の学びの場＞

◆学校へのアクセスではなく学びへのアクセスが大切である。子どもたちがどこかの学びへのつながりをどう保障するのかということを改めて確認する必要がある。

◆多様な子どもたちの状況に対して、多様な学びの場の確保が重要であるため、多様な学校外の場も含めてしっかりと整備していく必要がある。

◆重層的支援においてそれぞれが同じ支援を行っていたのでは、子どもたちに多様な教育の機会の保障にならない。それぞれの役割を明確にして、対象とする子どもたち、それぞれの状況をしっかりと提示したうえで支援していく必要がある。そこにはアセスメントも含めて、子どもたちがしかるべきところに紹介されていくシステムも重要になる。

◆子どもたちの状況は変わっていくもので、子どもたちが１回、どこか学びの場につながったからといって終わりというわけではない。

◆学校に復帰することだけを目的としてはいけないことを考えた際、様々な機関、関係者が役割分担したうえで、また、子どもたちの状況の変化やミスマッチも考え、それぞれの長所を生かして、子どもたち全体としての学習保障をどうするか考える必要がある。

◆重層的支援は、大きく支援が多様に行われれば行われるほど分かりづらくなるため、必要な方にその情報が伝わる仕組みも重要である。

◆広く広報することや窓口を一本化したうえで、漏れなくアクセスが保障される仕組みが重要である。窓口などを一本化したうえで、相談者の情報については、カルテなどの形で確保され、学びにアクセスされていることを確認できるという仕組みが大切である。

◆県や市町村における役割分担が必要となる。その中で子どもたちのデータや相互交流の中で生まれた新しい教育についても、横展開され、各学校での子どもたちの学びやすさにフィードバックされていく仕組みも重要である。

（７）第７回 令和６年１０月２２日（火）

１）報告

①中高生等の居場所「Kochi Teens Base」

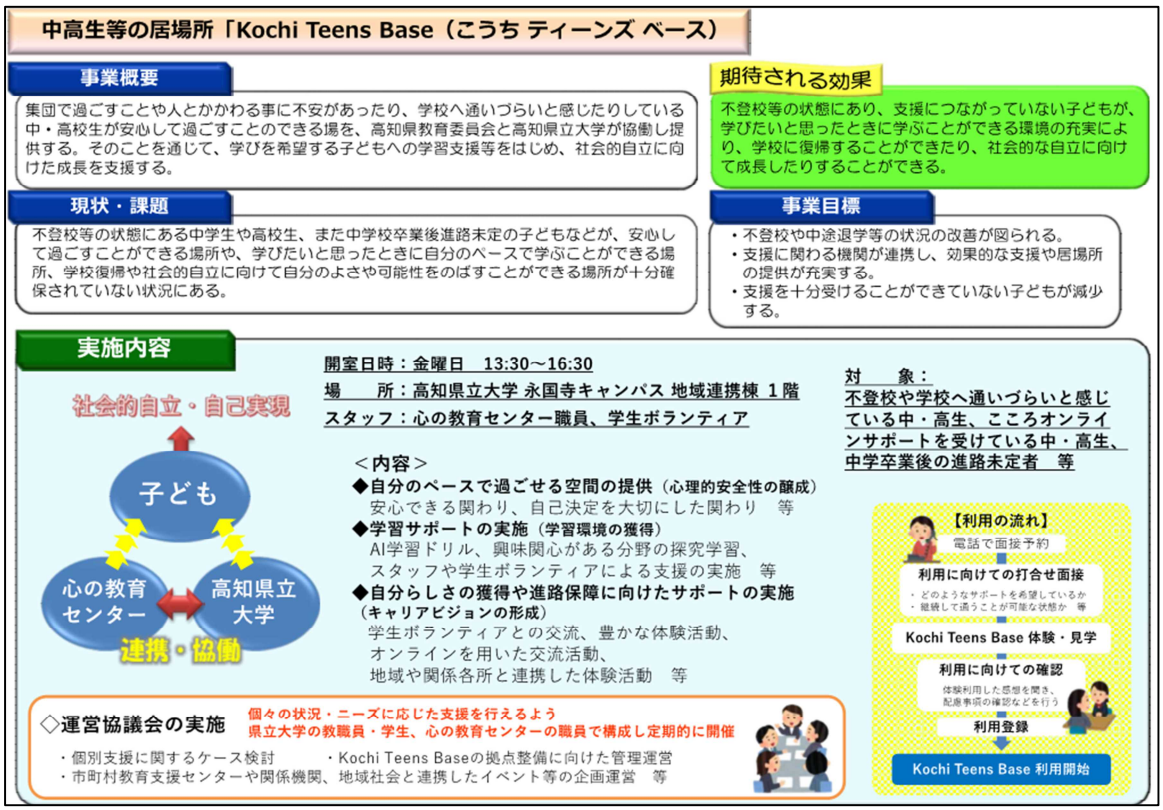

資料 17　中高生等の居場所「Kochi Teens Base（こうちティーンズベース）」

＜資料 17 について＞

○こうちティーンズベースは、不登校児童生徒等の多様な教育機会の確保の一つとして、本年９月開設したものである。

○この取組は、県教育委員会と高知県立大学が連携・協働して実施する取組となっており、集団で過ごすことや人と関わることに不安があったり、学校へ通いづらいと感じたりしている中学生や高校生、また中学校卒業後の進路が未定な子どもたちなどに、学習支援や交流など様々な形で社会的自立に向けた成長を支援していくものである。

○支援の実際には、心の教育センターのスタッフ以外に、県立大学の学生ボランティアが参加している。

○基本的に週１回金曜日の午後開室しており、場所は、高知県立大学永国寺キャンパス内にある地域連携棟である。この場所を利用する中高生にとって、日頃利用する機会が少ない大学という場所で、心の教育センタースタッフや年齢が近い学生ボランティアの方と交流することは、多様な学びの場の確保としてはもちろん、学びへの意欲や将来への希望を抱くきっかけとして、大きな意味があると考えている。

○実際の支援内容であるが、まずは利用する子どもたちが安心して過ごせることを大切にしな

がら、学びたいと思ったときに学べるよう、自主学習への支援やオンライン学習コンテンツ、AI 学習ドリルも準備している。

○ゲームや会話など、人との関わりを通した交流、自分の関心があることや好きなこと、得意なことを再発見できるような体験ができるように、場や機会を設定して進めているところである。

○こうちティーンズベースの部屋の様子は、みんなで集えるような共有スペース、パーテーションで区切った個別のスペース、読書やパソコンができるようなスペース、そして少しリラックスできるようなスペースを設けている。

○ここに通ってくる生徒たちはまず、こちらに来たら、その日自分のやりたいこと、やることを決めている。

○利用に際しては、子どもたちが安定して安心して利用できるよう、まずは打ち合わせ面接や体験見学を実施したうえで利用登録につなげている。利用登録した生徒については、毎月、在籍校に報告書を送り学校と連携した支援が行われるように取組を進めている。

○これらの取組や支援をより充実させていくために、こうちティーンズベースでは、参加スタッフで毎回実施後の振り返りを行うとともに、心の教育センターと県立大学、学生ボランティアが参加する運営協議会を定期的に開催する。個別支援のケース検討や関係機関と連携した企画の検討などを行い、取組や運営の検証、改善を図ることで、今後の取組充実につなげていきたいと考えている。

②校内ＳＲ

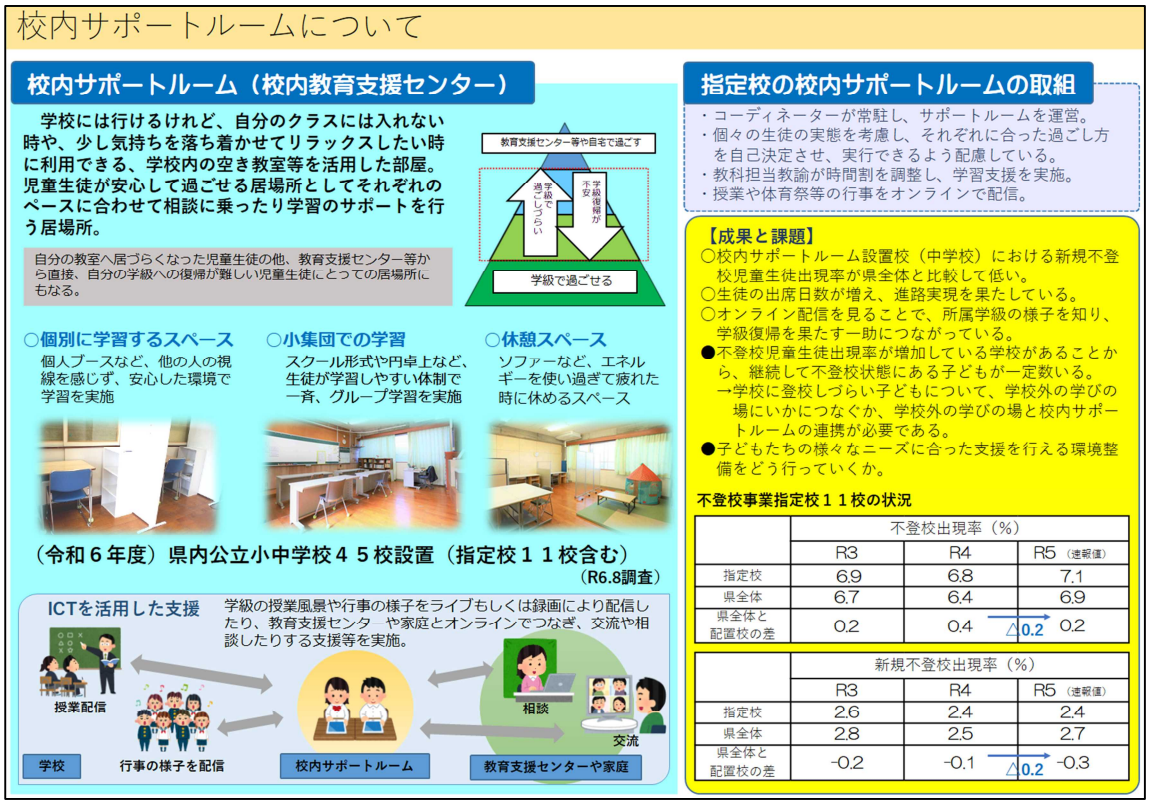

資料 18　校内ＳＲについて

＜資料 18 について＞

○校内ＳＲとは、学校には行けるが自分の教室には入れない時などに利用し、個に応じた支援が受けられる居場所である。

○校内ＳＲ内には、児童生徒のニーズに対応できるように個別に学習するスペースがあったり、小集団での学習ができるスペース、休憩ができるような場所があったりする。

○県内公立小中学校には、現在、指定校 11 校を含む 45 校が設置されている。

○校内ＳＲでは、学習支援や相談を行ったりすることはもちろんのこと、ICT を活用し、教室の授業や行事の様子を配信したり教育支援センターや家庭とつなぎ交流や相談支援の取組も実施されている。

○指定校では、コーディネーターを配置し校内ＳＲを運営し、不登校支援の研究に取り組んでいる。

○生徒の実態を考慮し、それぞれの過ごし方も自己決定・実行できるような環境づくりや教科担当教諭が時間割を調整し、学習支援するなど学校全体で組織的な支援体制を構築している。

○成果としては、生徒の出席日数が増え、進路実現を果たしており、オンライン配信を見ることで、所属学級の様子を知り、学級復帰を果たす一助につながっている。数値で見ても指定校の校内ＳＲ設置校における不登校出現率が、Ｒ４からＲ５にかけて県との差が縮まり、新規不登校児童生徒出現率は、県との比較して低いという成果が出ている。

○課題としては、不登校児童生徒出現率が増加している学校があることから、継続して不登校状態にある子どもが一定数おり、学校に登校しづらい子どもについて、学校外の学びの場にいかにつなぐか、学校外の学びの場と校内ＳＲの連携が必要である。また、子どもたちの様々なニーズに合った支援を行える環境整備をどう行っていくか研究していく必要がある。

2）協議　児童生徒の多様な教育機会確保についてのまとめ

これまでの「児童生徒の多様な教育機会確保」についての意見のとりまとめについて協議を行った。以下、委員から出た意見をまとめたものである。

3）協議のまとめ

「児童生徒の多様な教育機会確保」についてのまとめ

◆チームの連携が重要であるが、その点については強力な支援が必要である。支援については、教育委員会からの支援あるいは心の教育センターがハブとして動くことも必要である。

◆学校全体の子どもたちも含めたメンタルヘルスの重要性。SOS の出せる環境の整備ということで、子どもたちが安心して SOS を出せ、受けとめてもらえるという安心感が、子どもたちが SOS を出せることの環境醸成につながり、ＳＣやＳＳＷを含めて先生方の受けとめる側の育成に働いていく、そういったプロセスがあるという点で、やはり子どもたちも含めた学校全体での環境整備や学校の組織づくりが重要である。

◆校種や学校段階ごとの特徴に合わせた支援体制の整備は、少し整理が必要である。

◆関わる人材育成の支援は大変重要であるため、チームを作るにしても、連携するにしても、先生方に限らず関わる人材の育成が重要である。

◆学校は、教育提供とか学習提供の機関であることは間違いなく、子どもたちは通いやすい魅力ある学校の中で学んでいけることがいいだろうということも間違いない。

◆子どもたちの状況や家庭の状況が多様化して、子どもたちの学び方も多様化している中で、学校に行けないという言い方ではなく、学校で提供されているものとは異なる学びの方が、その子にとっては学習が保障されると捉える必要があるのではないか。

◆学校での学びの提供の仕方の優位性を認めながらも、多様な学習機会の保障が現代的な教育提供の在り方とすると、「不登校対策について」と表さず、「多様な教育機会の確保」という示し方でいいのではないか。それに合わせて、「魅力ある学校づくりの不登校を生じさせない学級・学校づくり」のところも、「不登校を生じさせない」よりも「全ての子どもたちが安心して学べる学級・学校づくり」でもいいのではないか。できるだけ多様な学習機会を提供するのだというポジティブな方向から入っていいのではないか。高知県は、全てのどんな状態の子どもたちに対しても、何らかの形で学びを保障していけるという全体のトーンとしてあるとよい。

（７）第８回 令和６年１２月１９日（木）

１）報告

①令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」について

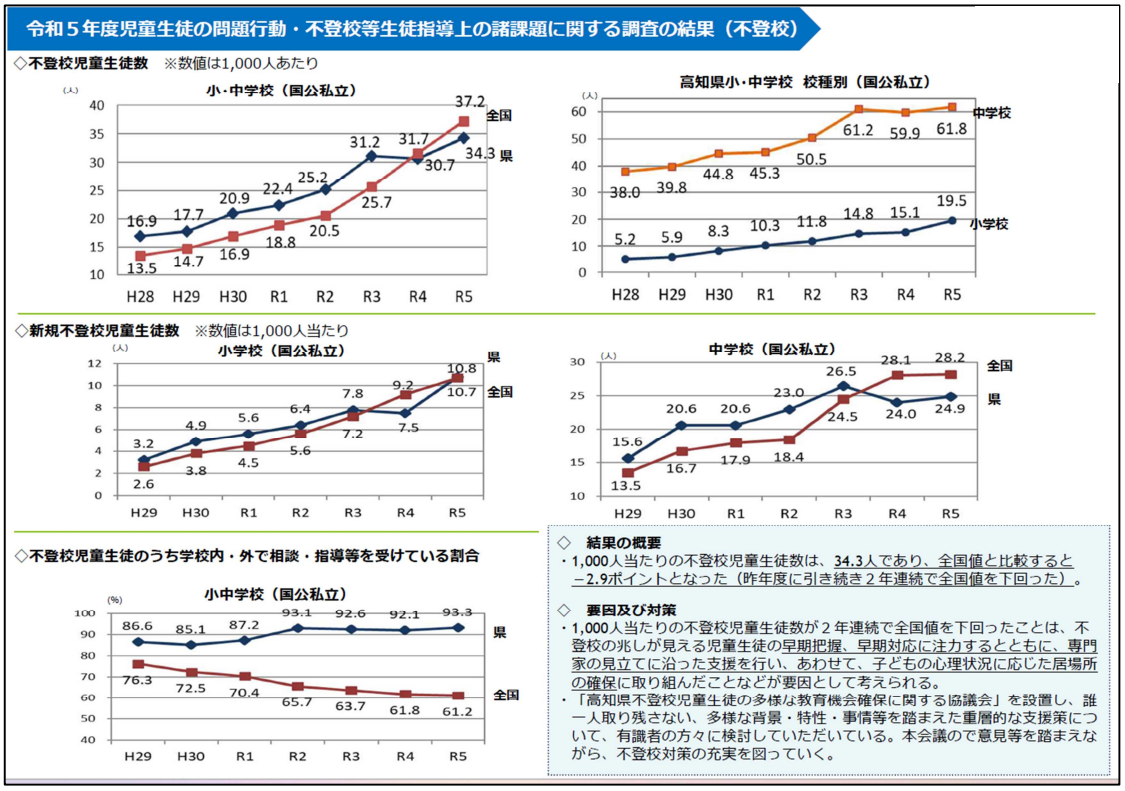

資料 19　令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」について

＜資料 19 について＞

○令和５年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果である。

○上段には、1,000 人当たりの小・中学校の不登校児童生徒数を示している。高知県は 34.3 人で、前年度比 3.6 の増加が見られたが、全国値と比較すると、−2.9 となっている。これは昨年度に引き続き、２年連続で全国値を下回る結果となっている。

○高知県の校種別では、小学校は 19.5 人で前年度比＋4.4。中学校は 61.8 人で、前年度比＋1.9 となっている。また、新規不登校児童生徒数では小学校が 10.8 人、中学校は 24.9 人となっている。

○不登校児童生徒のうち、学校内外で相談指導等を受けている割合は、高知県は 93.3%。全国値と比較すると＋32.1 と大きく上回っている。

○1,000 人当たりの不登校児童生徒数が２年連続で全国値を下回ったということは、子どもたちが１人１台端末を使い、自分の気持ちを毎日表現できる「きもちメーター」や校務支援システムを活用し、不登校の兆しが見える児童生徒を早期把握し、早期対応に注力してきたこと、また専門家の見立てに沿った支援を行い、子どもの心理状況に応じた校内サポートルームなどの居場所の確保に、これまで取り組んできたことなどが成果としてあらわれたのでは

ないかと捉えている。さらに学校内の支援の場として、校内サポートルームの設置拡充に取り組んできており、設置した中学校では、生徒の欠席日数が減少するといった成果も見られ、新規不登校の生徒数も減少している。

○本県では、個々の児童生徒の状況や抱えている課題に応じた支援を行うことが重要であると考えており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を全国に先駆けて取り組んできた。支援体制を充実させたことで、学校内外の機関等での相談指導等を受けた不登校児童生徒の割合が全国と比べて高い状況となったと考えている。さらに、各学校で実施されている校内支援会において、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性を生かした支援策の検討が行われるようになってきたことも、成果に繋がったと捉えている。

②「誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたアンケート」の結果について

別添資料 「誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたアンケート」の結果について

＜別添資料について＞

○「誰もが学びやすく居心地のいい学校づくりに向けたアンケートの結果」について報告する。

○１ページからはアンケートの概要をお示ししている。本アンケートの調査対象は、不登校対策の指定中学校１１校の校内サポートルームを利用している生徒、県内２４カ所の教育支援センターを利用している児童生徒、高知県心の教育センターを利用している児童生徒の小学校４年生から中学校３年生を対象とした。

回答者の傾向としては、中学校の校内サポートルームでヒアリングによる調査を行ったことから中学生の回答が多くなっている。

また、校内サポートルームや教育支援センターを利用している児童生徒も学年が上がるにつれて多くなる傾向があるとして捉えている。

２ページ目には、調査方法と調査項目についてお示ししており、項目としては、学びの環境・方法、学びの内容、居心地のいい環境の３項目に加えて、児童生徒のみに将来についての項目を設定している。

○３、４ページは、学びの環境・方法についての回答結果である。

グラフを見てみると、児童生徒、保護者ともに一人で学べる環境よりも少人数で学べる環境を求める声の方が多く、何らかの形で人と関わる場面を設けることが期待されているのではないか。

また、タブレットや本、インターネットを使って学べるというニーズが比較的低い反面、受けたい授業を自分で選べる回答が多く、教えて（サポートして）もらいたいという意識があるのではないか。

○グラフの下には、保護者からの記述回答をまとめているが、大きく分けて「自主性を大切にした環境」や「きめ細やかな支援」を求める声が上がっている。

○５、６ページは、学びの内容についての回答結果である。
児童生徒は、体験活動などに比べて、教科の学習や受験に向けた学びを求める傾向にある一方、保護者は、体験活動などを通した学びに期待する声が多い。
児童生徒、保護者ともに自分の興味のある分野を学び伸ばしたいという回答が多い。
グラフの下には、保護者からの記述回答をまとめているが、大きく分けて「興味・関心を生かした学びの提供」や「個別最適な学びの提供」を求める声が上がっている。
特に、児童生徒は、教科書の内容を学びたいなど受験を意識している回答が多いが、保護者は比較的低い。特に、受験を控えた中学３年生では、保護者と生徒のニーズに差が見られた。また、児童生徒、保護者ともに、学年に関係なく苦手なところから学びたいという回答が多く、特に保護者は、教科書の内容や受験に向けての学習を大切にしながらも、子どもの興味のある分野や苦手なところをコツコツと学んでほしいという願いがあるのではないか。
○７，８ページは、居心地のいい環境についての回答結果である。
登校時間や学習する時間を自分で決められるなど、自分のペースを大切にしながら生活できる環境に一番のニーズがある。その一方でクラブ・部活動、行事やイベントへの比較的ニーズが少ないことから集団行動に合わせるということに苦手意識もあるのではないか。
学びの環境・方法の項目では、児童生徒・保護者ともに一人で学ぶよりも、少人数で学べる環境を求めていたが、その一方で一人になれる場所も必要という結果になっている。
先生やカウンセラーにいつでも相談できる環境については、児童生徒からの要望もあるが、保護者の方がより必要性を感じている。
○８ページには、保護者からの記述回答をまとめているが、大きく分けて「心身ともに休まる場所」のような環境面や教職員等の「信頼できる大人」の存在、それぞれの学校の魅力を高めてもらいたいという声が上がっている。
○９，１０ページは、「誰もが学びやすく居心地のいい学校」に通うことについての回答結果である。児童生徒は、家の近くであれば通いたいという回答が多い中、遠くても学校に通いたいという回答も多い。また、学年が上がるにつれて、公共交通機関を利用して通いたいという回答も多くなった。児童生徒の回答には、わからないという回答が比較的多く、「誰もが学びやすく居心地のいい学校」に対するイメージがまだ弱いのではないか。
○１０ページには、児童生徒と保護者からの記述回答をまとめているが、児童生徒の回答には、オンライン配信を希望する声や県内であれば、遠くても通いたい、寮があるなら通いたいなど、このような学校に通うことに関心を持っている児童生徒もいることがわかる。
さらに、保護者の回答結果としては、家から出るということにエネルギーが必要な子どもにとって遠い場所で、送迎となると時間もきまってしまい、その時間に合わせて準備をすることがプレッシャーになるというように遠い場所に通うことの懸念についての声も上がっている。
○１１ページ目は、将来についての回答結果である。こちらは、児童生徒のみを対象に行っている。回答結果からは、それぞれの学年で、就きたい職業やどのような人になりたいのかなど、将来について具体的に考えている児童生徒がいることがわかる。その中には、誰かの助けになりたい、喜ばせたいといった回答から誰かのために自分ができることについて意識す

る面や自分の興味関心があるものや得意な事を将来生かしたいという思いもあると考えられる。また、自分の将来のことを考えるうえで、何が必要かどんなことを学びたいかについて、具体的に考えている回答も多い。

○１２ページ目は、児童生徒、保護者から自由記述回答をまとめたものである。児童生徒・保護者ともに教職員の資質向上を願う声が挙げられている。

また、「保護者たちのその他の願い」の５，６つ目に記載しているように、新たに学校を作り、それを「一つの在り方としていいんだ」という世間の認識が広がることを目指すことが大切であるが、一方で、それが「選択肢の多様化」ではなく、「現在ある学校に通う子どもたちとの分断」になってはいけないといったご意見や「現在ある学校」が今回のアンケート結果を取り入れて変化していくことが同時に必須だというご意見をいただいており、このような学校への関心も一定あるのではないかと考えている。

２）協議　「多様な学びの機会確保」についてのまとめ

これまでの「多様な学びの機会確保」についての意見のとりまとめについて協議を行った。以下、委員から出た意見をまとめたものである。

３）協議のまとめ

「多様な学びの機会確保」についてのまとめ

◆重層的な支援が行われることによって、多くの不登校児童生徒、学びへとつながることができ、それが保護者も安心を提供してくれる形になる。そう考えると、この提言をどのように現場に落とし込んでどう実践していただくかというのを考えていかなくてはいけない。個別で提言書を見てくださいや読み合わせしましょうというのは、割と形骸化してしまって、多少理解ができても、実践に生かすのは非常に難しいので、この提言書の目的やビジョンをしっかり理解できるような形を作っていくべきと考える。

人材の確保と育成の部分については、現場の教職員や不登校の児童生徒を支援する人材を確保するのが非常に難しい。この提言を踏まえた人材の育成の部分に関しては工夫していくことによって、結果的に多様な子どもが学びにアクセスできるかと考える。

◆「特別な支援を必要とする子どもたちも含めて、すべての子どもたちが多様な他者を認め、思いやりや人権意識を育むための教育活動を計画的に実施することが大切である」というところは、学校教育だけではなくて、家庭の理解、県民の理解を進め、地域ぐるみで取り組んでいくことが重要である。「ねばならない」から、「一緒にこうしていこう」という肯定的な考え方へ認識が向いていくことが望ましい。

「誰にとってもわかりやすい授業づくり」については、基礎学力がついている子どもは心のエネルギーの充実と充電と自信が持てることで、不登校を克服することができている。今後、小学校低学年からの基礎学力の定着を徹底したうえで、わかりやすい授業の研究をしていく必要がある。

「専門職との協議によるチーム学校支援について」は、フリースクール等に通っている児童生徒に関しては、このチームの中にフリースクール等も加えていただきたい。関係する

施設が連携し、児童生徒の支援していく事が大切である。

また、多くの県民に取組を理解してもらうためには、特別な教育用語よりもわかりやすい言葉や注釈を入れる等の配慮が必要ではないかと考える。

◆不登校が全国的にますます増えてきて、令和４年度 30 万人を初めて越えてから１年で 35 万人、４万人以上全国で増えていることからも全国にとっても非常に大きな課題と思う。特に小学校低学年から、なかなか学校に来れない児童たちも増えてきており、話は聞くことや会ったりすることも難しくなってきており、児童へのアプローチも難しい。中学校では、サポートルーム等での効果が出てきているが、小学校の対応についても今後考えていく必要がある。

専門職との協議によるチーム学校支援は、非常に重要である。学校、地教委、スクールカウンセラーの連携が今後、さらに充実させていく必要がある。教育と心理と福祉が一体となることは非常に重要で、児童福祉法が一部改正により、こども家庭センターの設置が市町村の設置の努力義務になった。今後、各市町村子ども家庭センターができていく中で、こども家庭センターと教育委員会がどう連携していくのかが、今後課題になってくる。

◆特別な支援を必要とする子どもたちとその周辺の子どもたちが、多様な他者を認められるような人権学習が計画的、系統的に行われる必要があると感じている。

特に学校で人権教育を進めていくときに、いつも配慮が必要な方を何とかしようという視点ではなく、誰もがやっぱりそういった立場にあるということを、必ず視点において計画的に学習は大切である。

子どもたちが様々な学習の方法、課題の解決の仕方を自己決定し、それをまた持ち寄り協働的な学びを行うことが、学校現場でも１人１台端末を有効に活用して進められている。通常学級でもこのような授業が、急速に進められているように不登校（傾向）の児童生徒も、１人１台端末による個別最適で協働的な学びの一体的な充実を進めることで、学びの場が広がったり可能性が増えたりするのではないか。ＳＯＳの出し方というところで、現在、きもちメーターやＱ－Ｕアンケート等、様々なアンケートを実施し、子どもたちの気持ちを知る事に努めているが、その受けとめる力量が重要で、今の気持ちを知ってすぐさま返すということが、「この先生だったら、ＳＯＳを受けとめてくれる」「この学校だったらＳＯＳを出すことができる」というような学校風土の醸成に繋がると考える。

校内サポートルーム、教育支援センター、フリースクール、その他学校外で取り組まれている良いところを、通常学級の教室と連携させていくことが重要だと考える。

◆「誰にとってもわかりやすい授業づくり」のところでは、アンケート結果にもあったが、自分のペースで自己決定を活かした学びを促進していくというところも、何かキーワードとして項目があったらいいのではないか。

「専門職との協議によるチーム学校支援」のところでは、教育・心理・福祉が一体となって、組織的な対応を図っていくことが、効果的なアセスメントやケース会に繋がると考えるため、組織的な対応を加えればいいのではないか。子どもや保護者の意見を大切に、子どもを中心とした三者協働による支援が重要であるというような表現があるといいのではないか。

◆「教育支援センターの支援」について、各支援センターはそれぞれの子どもたちの様子を見て、工夫して、支援、行事等を行っているが、アンケート結果を見たときに、子どもたちは、学校運営とか体験活動とかについて、私たちが思っていたようには評価してなかったのだなと反省があった。子どもたちのニーズはニーズとして受けとめ、専門家として、子どもたちの状態をアセスメントした上で、必要な行事や取組はあるべきだと考えるが、最も大切なのは、子どもたちがそこで意欲的に活動し、自信を取り戻していくことである。

日々、先生方は、最前線で授業や生徒指導等で頑張っており、余裕がない状態である。若年教員も増える現在、児童生徒理解や支援力向上に繋がる研修も大切であるが、やはり校内でお互いが支え合えるような学校組織の構築が重要である。

この協議会において、高知県の子どもたちが誰一人取り残されないように協議を行ってきて、実際様々な支援が充実してきている。オンラインサポート等が挙げられる。しかし、まだそこまでもたどり着けない子どもたち、家庭以外の自分の居場所や学びの場に繋がることができていない子がいるということも現実である。その支援者も困難を感じているというケースもある。そこで支援者同士が個々のケースの情報を共有し、行動・連携する中で、保護者の支援も含めて、どのように働きかけていくのかということの検討を重ねて、多様な支援を丁寧に継承していくことが大切である。

◆「ＳＯＳの出し方教育の充実」の追記として子どもが大人に相談するためには、自分の悩みに気づき、その悩みを言語化して伝え、さらに相談相手の反応を認めといったように、かなりのエネルギーが必要である。このことからも周りが日常的な観察と情報共有が大切である。また、「専門職との協議によるチーム学校支援について」の追記として専門家だけのアセスメントに頼ることなく、子どもたちと日常的に関わっている教職員の情報を大切にしながら、教育・心理・福祉が一体となって多角的・多面的にアセスメントをしていくことが大切である。特にケース会では、保護者に参加してもらい、支援方法を検討し、保護者の理解のもと支援をしていくことが重要である。

また、「学びの多様化学校の在り方について」の追記として学びの多様化学校のめざすところは、「学びの選択肢の多様化」であり、新たに学校を作り、それが「一つの在り方としていい」という世間の認識の広がりを目指すことはいいことであるが、一方でそれが「選択肢の多様化」ではなく、「現在ある学校に通う子どもたちとの分断」にならないように留意する必要がある。

子どもたちが誰一人取り残されない学びの保障に向けた提言

高知家の子どもたちが誰一人取り残されない学びを保障するため、多様な教育機会の確保を含めた、重層的な支援体制の在り方について、別添の通り提言いたします。

Ⅰ	すべての子どもたちが安心して学べる学級・学校づくりについて
Ⅱ	専門職との協議によるチーム学校支援について
Ⅲ	校内ＳＲの充実について
Ⅳ	高知県心の教育センターの支援について
Ⅴ	教育支援センターの支援について
Ⅵ	フリースクール等の民間団体の多様な場における支援について
Ⅶ	学びの多様化学校の在り方について

Ⅰ　すべての子どもたちが安心して学べる学級・学校づくりについて

１　安心・安全な学級・学校づくり

（１）教育提供の中心的な役割を果たしている学校が、すべての子どもの居場所としての機能を果たすよう努める必要がある。そのために教職員は、日頃から子どもとの温かい人間関係を構築し、悩みや問題を気軽に相談できるような学校風土の醸成に努めることが重要である。

（２）担任、養護教諭やコーディネーター、管理職、その他教職員、及び地域が一体となり組織として一人一人の子どもたちや保護者とつながることが、子どもたちの安心・安全につながる。(子ども同士をつなげる視点も大切)

（３）教職員は、特別支援教育に関する学びを深めるように努め、個に応じた対応（指導・支援）をする必要がある。同時に、多様性への理解を促進するための教育活動を計画的に実施することが大切である。特別な支援を必要とする子どもたちも含めてすべての子どもたちが多様な他者を認め、思いやりや人権意識を育むための教育活動を計画的に実施することが大切である。

（４）日々の教職員の子どもへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等での個と集団への働きかけを通して、子どもの成長・発達を支えるとともに、教室にいる子どもたちに「自分自身が認められている、大切にされている」と実感できるようにすることが重要である。

（５）子どもたちからの相談などについて、それがどのようなものであっても真摯に適切に対応することを重ねて、子ども達からの些細なことであってもないがしろにされることなく対応してもらえるという教師への信頼感を高め、どのようなことであっても教師に相談できる環境の醸成に努める必要である。

（６）大人がイメージする魅力ある学校と、子どもがイメージする魅力ある学校が統一されているのか、子どもたちの声を聞きながら学校づくりを目指すことが大切である。既存の学校評価アンケートや「楽しい学校生活を送るためのアンケート（以下「Q-U」という。)」等のほか、教職員たちの取組を子どもの声とともに振り返り、今後に生かしていくことが必要である。

（７）学校や教室は教育提供の中心的な存在ではあるが、社会、家庭、子どもの多様化によって必ずしも教室（学校）で学習をすることが最適ではない場合もある。専門家との連携などでそうしたことが確認された場合は、教室（学校）での教育提供にこだわるのではなく、校内サポートルーム、心の教育センター、教育支援センター、学びの多様化学校などの多様な場での教育提供を検討し、重層的な支援体制を整備するなど、子どもたちの教育へのアクセスが途切れることのないことが重要であることに留意する。

２　誰にとってもわかりやすい授業づくり

（１）一人一台端末を活用した個別最適・協働的な学びを意図的に設定することで、一人一人の意欲・関心等を引き出し、自分のペースで自己決定を生かしながら各教科、領域で活躍できる場をつくることが大切である。

（２）授業や単元の導入時には、どの子どもも課題が理解でき、見通しが持てるよう手立てや発問の工夫等について教材研究を深めたり、研究授業を行ったりする研修を、学校全体で行う必要がある。

（３）学校は、授業や行事等、学校生活全般において、子どもが皆で話合い、実践する活動を推進するなど子ども同士が互いに認め合い、互いの良さに気付き、良好な人間関係を築くことができるように努めることが重要である。

３　SOS の出し方教育の充実

（１）県は、きもちメーター・Q-U・日誌などの多様な情報源から子ども達の状況を確認できる力量や教職員が子どもの SOS を受け止める力を向上させるための研修を行うことが必要である。

（２）子どもが「この先生なら SOS を受け止めてくれる」と感じることができる教職員の存在、この学校なら SOS を出すことができるという学校風土が大切である。（安心感・信頼関係）

（３）全ての教職員が、生命を尊重する心の育成が自殺予防につながることを十分に理解することが重要である。そのためには、道徳科や保健の授業等を通して、命の大切さを実感できるよう計画的に指導することが重要である。指導にあたっては、子どもがストレスへの対処方法等について理解できるようにするとともに、当面する諸課題や、生活上の諸問題の解決を図ることを目的とした体験活動等を通して、援助希求行動を身に付けられるようにすることが重要である。

（４）SOS を出しやすい環境づくりの一つとして、子ども自身も SOS を出せる人一覧を作成したり、SOS 相談窓口一覧を家庭へ届けることが重要である。

（５）子どもが大人に相談するためには、自分の悩みに気づき、その悩みを言語化し伝え、さらに相談相手の反応を受け止めるといったように、かなりのエネルギーが必要である。このことからも周りが、日常的な観察と情報共有が大切である。

Ⅱ　専門職との協議によるチーム学校支援について

１　子ども一人一人の特性や背景等を十分に理解したうえで個に応じた支援を行うことが必要である。支援については、教職員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職や関係機関等と連携し、チームとして取り組むことが重要である。

２　社会の中で自立して生きることが難しくなり、社会との接続が途切れてしまう生活となるということがないように、アウトリーチの拡充、社会に開かれたチーム学校として、子どもを支援していくことが大切である。

３　保幼小中高と切れ目のない支援をスムーズに遂行するために、共通マニュアルのみの支援や連携ではなく、それぞれの校種別に、それぞれの特徴を捉えた支援や連携こそが大切である。

４　専門家のアセスメントだけに頼ることなく、子どもたちと日常的に関わっている教職員の情報を大切しながら、教育・心理・福祉が一体となって、多角的・多面的にアセスメントしていくことが大切である。特に、ケース会では保護者に参加してもらい支援方法を検討し、保護者の理解のもと支援をしていくことが重要である。

５　支援後のモニタリング（経過確認)、再アセスメント、再プランニングといった循環プロセスを大切にした伴走型支援が重要である。

Ⅲ　校内サポートルームの充実について

１　不登校の子どものみならず、少し元気をなくした子どもがエネルギーを充電できるような開かれたサポートルームづくりを進めることが重要である。

２　校内サポートルームが特別な場所として受け止められるのではなく開かれた場所となるよう柔軟な体制整備等が重要である。

3　校内サポートルームや教育支援センター、フリースクール等、学校外の学びの場で取り組まれているよいところを学校に還元していくことが大切である。
4　校内サポートルームの設置により、教職員の不登校に対するアンテナの感度が増し、これまで見逃していた子どもたちの言動をよりキャッチできるようになることが期待される。

5　委員会や学校によるがチラシやリーフレット等を活用した広報活動が、学校内外で展開されることにより、地域の関係機関を含めた取組につながることが期待される。

Ⅳ　高知県心の教育センターの支援について

1　心の教育センターは独立した組織として、市町村（学校組合）の教育支援センターをつなぐハブ機能を備えた中核施設になる必要があり、教育支援センターへの助言・支援機能も担うことが望まれる。

2　心の教育センターは、相談支援、データ収集・分析、情報提供、人材育成など、総合的なサービスを提供することが求められる。

3　心の教育センターは、県及び市町村（学校組合）が提供する重層支援のハブとして機能し、子どもたちや家庭と支援策とのマッチングや双方の窓口として機能するなど、すべての子どもたちが何らかの形で教育サービスにアクセスできているようにするための中核的な役割を発揮することが求められる。

4　心の教育センターは、必要とする保護者が効果的に活用できるようにするため、民間施設を含む関係機関の一覧を、ホームページなどで提示することが求められる。

5　心の教育センターが、学校に通うことができていない子どもへの対応や、家庭状況が厳しい子どもへの支援に向け、オンラインサポートの提供を進めることが重要である。
6　心の教育センターは、オンラインサポートの周知について、学校に対して行うだけでなく、毎年配布している２４時間電話相談カードのように、ターゲットとなる子どもに直接届くような取組を工夫することが必要である。

7　心の教育センターは、学習支援だけでなく、カウンセリングや校内支援会へのサポート事業等においてもオンラインの導入を検討する必要がある。

Ⅴ　教育支援センターの支援について

１　県及び市町村（学校組合）は、学びの場を学校内だけに限定せず、教育支援センターにおける多様な形での支援や子どもたちの居場所づくりを拡充していくことが重要である。

２　教育支援センターは、子ども一人一人の状況に応じ、必要な体験活動や学習活動を計画することが必要であり、子どもがより意欲をもって取り組むことができるような工夫が重要である。

３　教育支援センターは、子どもの進学にあたり、不登校の子どもの情報や支援が円滑に引き継がれるよう、橋渡しを行う立場として関わっていくことが重要である。

４　不登校の子どもへの支援に際しては、具体的な支援策を立てることが必要であることから、県は教育支援センターの支援力向上のための研修を計画的に実施する重要がある。

Ⅵ　フリースクール等の民間団体の多様な場における支援について

１　フリースクール等の前提条件として、日々の学習の状況や子どもの変化・成長について、家庭や学校ときめ細やかな連携を行うことが挙げられる。

２　フリースクール等は、学校に行きづらくなっている子どもたちに対し、社会的自立に向けた教育機会を提供することが大切である。

３　フリースクール等の多様な学びの場への接続を保障するためには、県はそれぞれの場で行われている支援情報の整理をするとともに、相談窓口の一本化を図るなどを通して、誰一人取り残すことなく学びにつなげること、及び学びにつながったかを確認する仕組みづくりを行うことが重要である。

４　フリースクール等における支援では、学習支援だけでなく、学校では行えないような様々な体験学習等も考えられる。子どもの在籍校は、自校の教育課程と照らし合わせ、フリースクール等からの活動記録も参考に、出席扱いや工夫した評価の仕方で成績に反映させていくことが、子ども一人ひとりを大切にするうえで重要となる。

５　フリースクール等においては、多様な人材による柔軟な支援を行うことが求められる。そのためには、教員や心理・福祉の専門家を目指す学生などや志のある様々な人材を活用することも考えられる。

6　フリースクール等と教育委員会及び学校は、相互に密接に連携していくことが必要であり、各施設共通の連絡様式を作成するなど、スムーズな連携につなげていくため、絶えまない努力をしていくことが求められる。

Ⅶ　学びの多様化学校の在り方について

1　学びの多様化学校の設置主体は、学びの多様化学校が不登校児童生徒に対する重層的な支援の一部であることから、対象とする子ども像やその役割を明確に規定し、教育支援センターや校内サポートルーム、フリースクール等と役割分担の上で、総合的な不登校対策の一部として位置づけることが重要である。

2　学びの多様化学校を学校として捉えたとき、学力の保障は大前提であり、そのうえで子どもが周囲の仲間と協働しながら成長し、社会性を身につけていくような教育課程を編成することが重要である。

3　学びの多様化学校では、高等学校等の進路先との接続を見据え、高校進学を視野に入れたコースや、個に応じた学習指導の進め方ができるコースを選べるようにすることはもとより、キャリア教育を指導する専門の外部講師の招聘や、地域のビジネスリーダーとの連携も視野に入れる必要がある。

4　学びの多様化学校は、継続的な面談や体験入学を通し、学校のことを子どもや保護者が十分に理解したうえで入学を決定できるようなプロセスをとることが必要である。その際、入学までの流れをフローチャート等で図示することや、入学後のミスマッチの防止に向け、学校のコンセプト等を明確にすることが重要である。

5　学びの多様化学校はスムーズな体験入学を可能にするために、校内や隣接した場所に教育支援センターを併設することが望ましい。

6　学びの多様化学校における特別な教育課程は、単に子どもの学習時間の軽減を目的とするのではなく、当該学校に通う子どもの社会的自立に向け、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討する必要がある。

7　本県の豊かな自然を生かし、山林での林業体験、海でのマリンスポーツ活動、あるいは農業体験等を通して子どもの社会参加を支援する取組や、福祉機関との連携により、ボランティアの参加や高齢者との関わりを通した子どもの自己肯定感や自己効力感を育むような取組も、社会的自立へつながると考えられる。

8　学びの多様化学校の設置に当たっては、大人が思い描く学校をつくるのではなく、どのような学校であれば行きたくなるのか、どのような学校を求めているのかについて、子どもの声を聞くことが重要である。

9　様々な背景を持った子どもが対象であることから、学びの多様化学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を配置し、適切なアセスメントをもとにした心理的・福祉的支援等を実施していくことが望ましい。

10　学びの多様化学校のめざすところは、「学びの選択肢の多様化」であることから、新たに学校を作り、それが「一つの在り方としていい」という世間の認識の広がりを目指すことはいいことであるが、一方で、それが「選択肢の多様化」ではなく、「現在ある学校に通う子どもたちとの分断」にならないよう留意する必要がある。

資料

県外視察の報告

東京都　大田区立御園中学校（みらい教室）・世田谷区立世田谷中学校（ねいろ分教室）

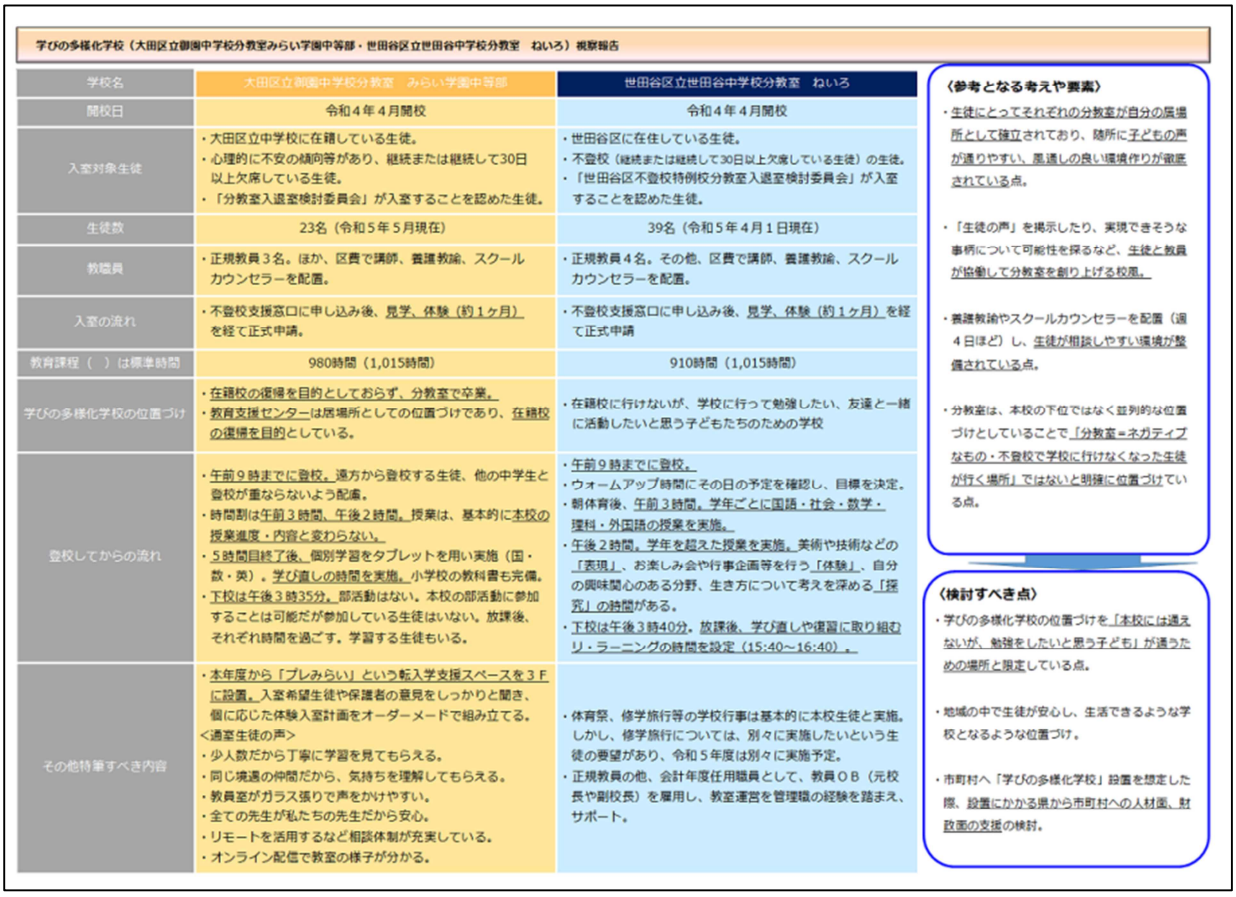

学びの多様化学校（大田区立御園中学校分教室みらい学園中等部・世田谷区立世田谷中学校分教室　ねいろ）視察報告

	大田区立御園中学校分教室　みらい学園中等部	世田谷区立世田谷中学校分教室　ねいろ
開校日	令和４年４月開校	令和４年４月開校
入室対象生徒	・大田区立中学校に在籍している生徒。 ・心理的に不安の傾向等があり、継続または継続して30日以上欠席している生徒。 ・「分教室入退室検討委員会」が入室することを認めた生徒。	・世田谷区に在住している生徒。 ・不登校（継続または継続して30日以上欠席している生徒）の生徒。 ・「世田谷区不登校特例校分教室入退室検討委員会」が入室することを認めた生徒。
生徒数	23名（令和５年５月現在）	39名（令和５年４月１日現在）
教職員	・正規教員３名。ほか、区費で講師、養護教諭、スクールカウンセラーを配置。	・正規教員４名。その他、区費で講師、養護教諭、スクールカウンセラーを配置。
入室の流れ	・不登校支援窓口に申し込み後、見学、体験（約１ヶ月）を経て正式申請。	・不登校支援窓口に申し込み後、見学、体験（約１ヶ月）を経て正式申請
教育課程（　）は標準時間	980時間（1,015時間）	910時間（1,015時間）
学びの多様化学校の位置づけ	・在籍校の復帰を目的としておらず、分教室で卒業。 ・教育支援センターは居場所としての位置づけであり、在籍校の復帰を目的としている。	・在籍校に行けないが、学校に行って勉強したい、友達と一緒に活動したいと思う子どもたちのための学校
登校してからの流れ	・午前９時までに登校。遠方から登校する生徒、他の中学生と登校が重ならないよう配慮。 ・時間割は午前３時間、午後２時間。授業は、基本的に本校の授業進度・内容と変わらない。 ・５時間目終了後、個別学習をタブレットを用い実施（国・数・英）。学び直しの時間を実施。小学校の教科書も完備。 ・下校は午後３時35分。部活動はない。本校の部活動に参加することは可能だが参加している生徒はいない。放課後、それぞれ時間を過ごす。学習する生徒もいる。	・午前９時までに登校。 ・ウォームアップ時間にその日の予定を確認し、目標を決定。 ・朝体育後、午前３時間。学年ごとに国語・社会・数学・理科・外国語の授業を実施。 ・午後２時間。学年を超えた授業を実施。美術や技術などの「表現」、お楽しみ会や行事企画等を行う「体験」、自分の興味関心のある分野、生き方について考えを深める「探究」の時間がある。 ・下校は午後３時40分。放課後、学び直しや復習に取り組むリ・ラーニングの時間を設定（15:40～16:40）。
その他特筆すべき内容	・本年度から「プレみらい」という転入学支援スペースを３Ｆに設置。入室希望生徒や保護者の意見をしっかりと聞き、個に応じた体験入室計画をオーダーメードで組み立てる。 <通室生徒の声> ・少人数だから丁寧に学習を見てもらえる。 ・同じ境遇の仲間だから、気持ちを理解してもらえる。 ・教員室がガラス張りで声をかけやすい。 ・全ての先生が私たちの先生だから安心。 ・リモートを活用するなど相談体制が充実している。 ・オンライン配信で教室の様子が分かる。	・体育祭、修学旅行等の学校行事は基本的に本校生徒と実施。しかし、修学旅行については、別々に実施したいという生徒の要望があり、令和５年度は別々に実施予定。 ・正規教員の他、会計年度任用職員として、教員ＯＢ（元校長や副校長）を雇用し、教室運営を管理職の経験を踏まえ、サポート。

〈参考となる考えや要素〉

・生徒にとってそれぞれの分教室が自分の居場所として確立されており、随所に子どもの声が通りやすい、風通しの良い環境作りが徹底されている点。

・「生徒の声」を掲示したり、実現できそうな事柄について可能性を探るなど、生徒と教員が協働して分教室を創り上げる校風。

・養護教諭やスクールカウンセラーを配置（週４日ほど）し、生徒が相談しやすい環境が整備されている点。

・分教室は、本校の下位ではなく並列的な位置づけとしていることで「分教室＝ネガティブなもの・不登校で学校に行けなくなった生徒が行く場所」ではないと明確に位置づけている点。

〈検討すべき点〉

・学びの多様化学校の位置づけを「本校には通えないが、勉強をしたいと思う子ども」が通うための場所と限定している点。

・地域の中で生徒が安心し、生活できるような学校となるような位置づけ。

・市町村へ「学びの多様化学校」設置を想定した際、設置にかかる県から市町村への人材面、財政面の支援の検討。

視察まとめ

・生徒にとって、それぞれの分教室が自分の居場所として確立されている。そこには生徒を中心に据えた分教室の運営方針の下、随所に子どもの声が通りやすい風通しのよい環境づくりが徹底されている。

・生徒の声を掲示したり、実現できそうな事柄については、可能性を一緒に探っていくなど、生徒と教員が協働して分教室を創り上げる校風ができており、これは、学びの多様化学校のみならず、多様な教育機会の可能性を模索するうえでキーワードになるものと考える。

・養護教諭やＳＣを配置し、生徒が相談しやすい環境が整備されており、生徒の変化に気づき、その場で話を聞いたり、対応したりしていた。これは、学校が生徒を大切にしているというメッセージであり、生徒にとって安心感に繋がっていると考える。

・分教室は本校の下位という位置付けではなく、並列的な位置付けとしていた。このことは、「分教室＝ネガティブなもの・不登校で学校に行けなくなった生徒が行く場所」ではないという気持ちになれること。そして、この分教室を自分自身が誇りを持って卒業していくということに繋がっていくのではないかと考える。

・学びの多様化学校の位置付けとして、本校には通えないが、勉強したいと思う子どもが通うための場所と限定していたが、学びの多様化学校に通うことのできる生徒は限定的となり、このようなコンセプトの

下、学びの多様化学校を設置した際、本県にこのようなニーズを求める生徒がどれほどいるのかということも考慮し、設置についての検討を行う必要がある。

・学びの多様化学校は、安心できる環境下で学校生活が送ることができるということが必須であることを考えると生徒のみならず保護者との密な連携や連絡、地域の中にある学校としての位置付けの明確化が重要である。

京都府　京都市立洛友中学校　＜夜間中学校併設型＞

学びの多様化学校（京都市立洛友中学校）視察報告

学校名	京都市立洛友中学校
設置年度	平成19年度
対象生徒	・入学手続きでの学校体験（授業体験：4日間、体験入学：連続4日間）を経た生徒
生徒数	・昼間部15名（夜間部18名）
教職員	校長１、教頭１、教員11、非常勤講師４、事務職員１、管理用務員１、スクールカウンセラー１、スクールソーシャルワーカー１、その他（総合育成支援員、学校司書、ボランティア※10名を超える学生ボランティア含む）
転入学までの流れ	・教育委員会が設置する不登校相談支援センターでの「面談」、「センター活動」を受けることが前提。 ・２月の体験授業（４日間）、４月の体験入学（４日間）に参加し、転入学の意志を確認したうえで、５月からの転入学となる。体験授業・体験入学に参加できなければ転入学の対象とならない。
教育課程	・770時間 ・始業時間13:30、終了時刻18:15 ・昼間部と夜間部の合同授業あり
その他特筆すべき内容	・学びの多様化学校（昼間部）の生徒と夜間中学校（夜間部）の生徒とが、世代や国籍を超えてふれあい学びあう学校。 ・柔軟な教育カリキュラム、小集団活動、毎日の教員面談等生徒が学びを継続しやすい環境づくりを行っている。 ・授業のみならず、学校行事においても昼間部と夜間部の合同行事を毎月実施している。 ・授業時数よりも登校刺激となる行事を増やしている。

校舎・授業の様子

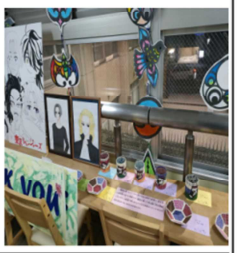

○上左：全学年時間割（ホーム教室に掲示）

○上右：教室後方にリラックスできる道具類がある。

○下左：夜間部の生徒と昼間部の生徒による家庭科の合同授業の様子。

○下右：廊下には生徒による作品の展示スペースがあり、生徒の創作活動による表現を大切にしている。なお、図書の棚も廊下には配置されている。

視察まとめ

・転入学の前に丁寧な段階を踏んでおり、事前の相談や体験授業などを必須とすることにより、子どもに提供する多様な学びのミスマッチを極力少なくすることにつながっている。
・転入学時期を５月にしていることで、転学ありきで進めるのではなく、中学１年生については新しい中学校に適応する可能性もフォローできている。
・新たに校舎を建設することや、教職員を確保することが困難なことを踏まえれば、いかにあるものを効果的に活用するかという視点が必要である。
・５月転入学は、小学校と多様化学校との間に別の中学校を挟むため、小学校での支援の継続が難しくなっている面もあるのではないかと考えられる。そのため、引き継ぎを効果的に行う方策の検討が必要だと考える。
・学校行事を多く取り入れ、交流できる機会を設けていたが、その際の教員の声かけなど、事前に教職員間で綿密な打ち合わせをするなど、十分な配慮をすることも必要である。
・教員やボランティアをいかに確保するか検討する必要がある。不登校を経験した生徒への支援に当たっては、若手や年配の教員だけでなく、一定の経験をもった教員の存在も不可欠と思われるため、配置教員の年齢構成の面についても留意すべきである。

神奈川県　大和市立引地台中学校　＜分教室型＞

学びの多様化学校（大和市立引地台中学校）視察報告

■大和市立引地台中学校【分教室型】

学校概要

開校	令和4年4月
対象生徒	市内在住の中学校第1学年から第3学年までの生徒 ※特別支援の生徒の受け入れは行っていなかったが、今年度より受け入れを開始している。
生徒数	定員30名（各学年10名）

	第1学年	第2学年	第3学年	計
令和4年開設時	1名	5名	7名	13名
令和5年4月	8名	5名	9名	22名
令和6年4月	8名	8名	4名	20名

教職員	・教職員は総括教諭含め4名在籍。 ・管理職、養護教諭、事務職員は本校兼務。 （4名については、本校の公務分掌は割り当てられていない） ・5教科のうち不足している教員の授業については、本校教員職員が対応。 ・週2日SCとSSWを配置。
転入学までの流れ	・保護者・生徒ともに教育相談と入室体験を繰り返し、子どもたちの本音に寄り添いながら学校の理念・方針をしっかりと説明したうえで転入につなげている。

コンセプト「つくる」「決める」「決めつけない学校」
⇒『学校らしくない学校』づくり

・制服・校則はなく、生徒たちの話し合いの中からルール作りを行っている。
・登校については、周りの目を気にせず登校できるように通常の登校時間を避け、午前３単位時間、午後１～２単位時間を基本としている。
・教育課程980時間（標準時間は1,015時間）
・全学年一斉授業の形で行っており、授業への参加は本人の判断に任せている。
授業者が一人、他の三人で授業に出ていない生徒の対応をしている。
・体験的な活動と学習を関連付けながら授業を進めている。
（例）調理実習を通して一分量計算（数学）、おしながき（国語・美術）
教室整備を通して一棚づくり（技術）

学習室には、クッション等が置かれるなど、生徒がリラックスできる雰囲気となるよう環境に配慮している。

学習室を仕切る壁はホワイトボードになっており、自由に絵を買いたり自主学習に活用できる。

調理実習の材料等を置く棚がほしいという生徒の発案で、生徒作業により黒板の半分に棚を制作している。

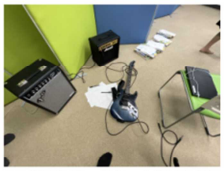

教室には、ギターやドラムがあり、生徒自身が選択し、活動できるものが多くあった。

調理実習では、生徒たちが役割分担しながら、作業していた。
教員や生徒同士とコミュニケーションをとりながら活動していた。

職員室には、生徒は自由に入室でき、ソファーでくつろぐ姿が見られた。職員室横にも生徒休憩室が設けられており、生徒たちの居場所となっている。

東京都　八王子市立高尾山学園　＜学校型＞

学びの多様化学校（八王子市立高尾山学園）視察報告

■八王子市立高尾山学園【学校型】

学校概要

開校	平成16年4月
対象生徒	・市内在住の小学校第4学年から中学校第3学年までの児童生徒 ・病気や経済的理由を除く年間30日以上の欠席または適応指導教室等に通っており、現在もその状態が続いている児童生徒
生徒数	

	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
やまゆり教室	7名	10名	18名	31名	47名	35名	148名
高尾山学園	1名	2名	8名	9名	22名	48名	90名
計	8名	12名	26名	40名	69名	83名	238名

教職員	・通常の学校の教職員配置の3倍近くの教職員がいる。人件費の2/3は市の予算でまかなっている。 ・異動事務は通常校と同様に行われている。 ・毎月のように転入学があり、4月から比べると年度末には倍以上になる年もあるが、教員の補充はない。
転入学までの流れ	・地域の学校→教育支援センターやまゆり（申込→見学→面談→通級）→高尾山学園（見学体験→学習体験→生活体験→転入学審査会）

コンセプト「楽しい」「嬉しい」「美味しい」

・総時数は７６０時間。午前３時間（個別最適な学びの時間）、午後２時間（協働的な学びの時間）
・教育課程は、ほぼ学習指導要領を網羅している。時間軽減については、通常４単位の単元を１単位で行うなどシュリンク（縮小）している。足りない部分については、プリント配布等家庭学習で補っている。
・授業中の居場所プレイルームがあり、授業中に自由に利用できる。授業に参加するかプレイルームを利用するかは子どもが選択し決めている。（市の職員を常に配置）
・体験活動を大切にしており、通常校の２～３倍ある。
・「放課後カフェ」
子ども食堂にお菓子を提供してもらい、放課後にランチルームに集う時間を年間５回開催している。

教科の授業はすべて移動教室中学２年からコース選択ができる。
チャレンジコース…一斉授業で教科書通り教科内容を扱う。到達度把握テストを実施。
ベーシックコース…それぞれの学力に合わせて個別に指導し、学力向上を図る。

教室の後ろの棚には、単元別に分けられたプリントが常備されており、生徒たちは自分が学びたい内容のプリントを選択し、家庭学習や個別学習に活用している。

上：教室は、主に特別活動や道徳の授業で使用。
左：各教室にジグソーパズルが常備しており、休み時間のコミュニケーションツールとして活用している。

校内に教育支援センターが併設されており、学園への入学に向けて段階を踏んだ支援が可能となっている。

教室には本日の日程が掲示されており、高尾山学園での体験活動がスムーズに行われるようになっている。

視察まとめ

・学習面や生活面で子どもたちに選択肢が与えられており、子どもたち自身がルールやきまりをつくりながら安心できる環境づくりをしている点やプレイルームの活用等、子どもが選択できることにより教職員の授業づくりに対する意識の向上等、相乗効果が期待できる。
・学校のコンセプトを明確にすることで、子どもや保護者が理解のうえ入学するので、入学の際のミスマッチを防ぐ効果が期待できる。
・教職員研修に学校の指導支援員を１日体験を設定するなど、学びの多様化学校を不登校支援の核として位置づけが大切である。
・子ども食堂やフードバンクとの連携により実現している放課後カフェのような取組があったが、これには、学校のほとんどの子どもたちが参加しているといった成果があった。どのような民間との連携や地域資源の活用が有効か検討が必要である。
・登下校のほとんどが保護者の送迎でしたが、このことについては、家庭状況等に大きく左右される。このことが本県で現実的なのか立地場所とアクセス面については、今までの協議内でもご意見として挙がっているが、大きな検討事項である。

高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会　委員名簿

令和５年６月２０日～令和６年７月１１日

	分　野	名　　前	所 属 ・ 役 職　等
1	学校教育	三谷　香	高知市立中学校長 （城東中学校　校長）
2	教育行政	白川　景子	市町村教育委員会　教育長 （香美市教育委員会　教育長）
3	フリースクール	松岡　寛	マイルストーンゼミナール　代表
4	ＮＰＯ	渡邊 雄大	ＮＰＯ法人　カタリバ
5	教育支援センター	水田　眞由美	土佐市教育研究所　所長
6	社会福祉	西梅　幸治	高知県立大学　准教授
7	臨床心理	岡田　倫代	高知大学　大学院　教授
8	有識者	柳林　信彦	高知大学　副学長
9	有識者	新井　肇	関西外国語大学教授 （「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」副座長）

令和６年７月１２日～令和７年６月２０日

	分　野	名　　前	所 属 ・ 役 職　等
1	学校教育	山岡　綾	香美市立中学校長 （大栃小学校　校長）
2	教育行政	黒瀬　渡	市町村教育委員会　教育長 （いの町教育委員会　教育長）
3	フリースクール	松岡　寛	マイルストーンゼミナール　代表
4	ＮＰＯ	渡邊 雄大	ＮＰＯ法人　カタリバ
5	教育支援センター	水田　眞由美	土佐市教育研究所　前所長
6	社会福祉	西梅　幸治	高知県立大学　教授
7	臨床心理	岡田　倫代	高知大学　大学院　教授
8	有識者	柳林　信彦	高知大学　副学長
9	有識者	新井　肇	関西外国語大学教授 （「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」副座長）